

平成 20 年第 1 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 2 日目）

平成 20 年 2 月 20 日（水曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 小嶋 廣司

副委員長 板橋 恵一

委員

柳原 清 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

森 長一郎 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長(兼)税務課長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 後藤 孝

建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

納税課長 永澤 雄一

介護福祉課長(兼)介護支援室長 鈴木 健太郎

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

下水道課長 鈴木 典男

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

工務課長 長田 幹

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

管理課参事 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

---

午前 10 時 00 分 開議

○小嶋委員長

皆さん、おはようございます。

補正予算特別委員会 2 日目でございます。十分なる時間がございますので、慎重なる、納得のいく審議をよろしくお願いいたします。

早速本日の特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は 21 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員会を開きます。

- 議案第 22 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）

○小嶋委員長

議案第 22 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○小嶋委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 2 の 109 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 150 万円の増額補正ですが、これは医療の給付事務に要する経費でありまして、老人保健から後期高齢者医療制度へ移行する方々等に対しまして、パンフレット及び被保険者証の送付に係る経費であります。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目医療給付費で 1 億 602 万 6,000 円の増額補正でございます。これは当初予算におきまして、1 カ月当たりを 3 億 1,408 万 3,000 円と推計しておりましたが、12 月までの実績月額が 3 億 1,877 万 8,000 円で推移し、約 1.5%の伸びを示しております。

これらの状況から、年額は 38 億 7,502 万 6,000 円に見込まれますので、増額するものであります。

2 目医療費支給費で 672 万 3,000 円の増額補正ですが、これはただいま申し上げました医療給付費と同様の方法で算出いたしますと、当初予算に対する伸び率が約 14.9%の伸びを示しておりますので、増額するものであります。

3 目高額医療費で 941 万 2,000 円の増額補正ですが、これも同様に、当初予算に対する伸び率が約 26.7%の伸びを示しておりますので、増額するものであります。

次に、105 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目医療費交付金で 6,380 万 4,000 円の増額補正は、医療給付費等の増加分に対するものであります。

2 款 1 項 1 目医療費負担金で 2,204 万 6,000 円の減額補正でございます。これは、歳出の医療給付費の増加分があれば、この医療費負担金も増額することになるものでござい

すが、昨年12月に変更申請が完了しておりまして、その申請月額に実績給付率を乗じたものであります。

2項1目臨時財政調整補助金で38万円の減額補正ですが、これも昨年12月に交付申請が完了しておりまして、その申請金額であります。

3款1項1目県負担金で972万6,000円の増額補正は、医療給付費等の増加分に対するものであります。

4款1項1目一般会計繰入金で7,242万1,000円の増額補正ですが、1の、医療給付費等繰入金は、医療給付費等の増加分に対する市の負担金の増額及び医療給付費等を一たん一般会計からの繰り入れで賄わせていただくためのものであります。

2の、事務費繰入金は、歳出で御説明申し上げました一般管理費の増額補正に係るものであります。

次のページをお願いいたします。

6款2項1目第三者納付金で13万6,000円の増額補正は、2名分の実績に基づくものであります。

次に、101ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正の追加でございます。

このレセプト点検業務委託につきましては、年間業務委託でありまして、業務開始が4月1日からになりますので、本年度中に契約の事務処理を開始するため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小嶋委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○小嶋委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 22 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○小嶋委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 23 号 平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○小嶋委員長

次に、議案第 23 号平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○小嶋委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

それでは、資料 2 の 128 ページをお開き願います。

介護保険事業勘定の歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 1,167 万 6,000 円の減額をお願いするものでございます。

まず、13 節委託料で介護保険システム改修業務委託 332 万 4,000 円の増額でございますが、これは多賀城市介護保険条例の一部改正の際に御説明いたしました、介護保険料の激変緩和措置が平成 20 年度も継続されたことに伴い、電算システムを改修するための業務委託料でございます。

次の、19 節負担金、補助及び交付金で地域介護・福祉空間整備補助金 1,500 万円の減額でございますが、これは、当初、小規模多機能型居宅介護施設を 2 カ所整備する計画で事業者を選定しておりましたが、高崎地区に予定していた株式会社コムスンから、辞退届を提出され、その後再募集をいたしました。が、応募がなかったこと、また、大代地区に昨年 6 月開所いたしました「美の里」が、思ったほど利用者が伸びず、経営的にも苦慮していることから、サービス過剰にならないよう、再募集を見送ることにした結果、1,500 万円を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目介護認定審査会費で 158 万 8,000 円の減額補正でございますが、これは塩釜地区消防事務組合で行っている認定審査会の審査件数が、これまでの実績に基づき精査したところ、約 150 件減ったことにより、平成 19 年度の負担金が減額となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費で 4,815 万 7,000 円の増額補正をお願いするものでございます。この大きな要因といたしましては、当初、有料老人ホーム及びケアハウスの特定施設に入所する方を約 14 名見込んでおりましたが、現在の利用者が 26 名にふえたことによるものでございます。

次に、2 目地域密着型介護サービス等給付費で 2,165 万 6,000 円の増額補正をお願いするものでございますが、この地域密着型のサービスにつきましては、平成 18 年度の制度改正後は、多賀城市民の方しか利用できないという利用形態になったことから、グループホームに入所していた他市町村の方が退所されると、次の入所者は多賀城市民限定ということになります。これらのことから、予想以上の利用者が増加したこと、また、小規模多機能居宅介護施設、先ほどの大代地区に開所しました「美の里」でございますが、「美の里」が昨年 6 月に開所したことなどの要因から、給付費において不足が見込まれるため、増額するものでございます。

3 目施設介護サービス等給付費で 4,858 万 2,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これは、例年、特別養護老人ホームなど施設入所者が毎年若干増加してきた実績から、平成 19 年度も増加するだろうと見込んでおりましたが、これまでの実績から、逆に 14 名の減員となっておりますことから、実績に基づき減額するものでございます。

4 目居宅介護サービス等計画給付費で 346 万 8,000 円の減額補正をするものでございます。これは、ケアプラン作成に伴う対象者が、今年度のこれまでの給付実績から約 330 件ほど減っていることから減額するものでございます。

5 目審査支払手数料で 16 万 9,000 円の減額補正をするものでございます。これも今年度のこれまでの給付実績から減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目高額介護サービス費で 284 万円の減額補正をするものでございますが、これも今年度のこれまでの給付実績から減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目特定入所者介護サービス等給付費で 77 万 7,000 円の減額補正をするものでございますが、これも今年度のこれまでの給付実績から減額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 款 2 項 1 目包括的支援事業費は人件費の財源組み替えでございます。

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目基金積立金で 375 万 8,000 円の減額補正をするものでございます。これは給付費の増額補正により、基金積立金を減額するものです。

なお、補正予算後の基金現在高は 2 億 2,773 万 598 円となる予定でございます。

以上が歳出の説明でございます。

次に、122 ページへお戻り願います。

歳入について御説明いたします。

3款1項1目介護給付費負担金で400万2,000円の増額補正でございますが、歳出で御説明いたしました介護給付費の増額に伴い、国庫負担金が増額するもので、説明欄に補正額の詳細が記入されております。内訳は、居宅等給付費で761万6,000円の増額、施設等給付費で361万4,000円の減額、計上済額3億8,312万1,000円との差額400万2,000円を増額するものでございます。

2項1目調整交付金で40万3,000円の増額補正でございますが、これも給付費の増額に伴い、計上済額との差額を増額するものでございます。

3目地域支援事業交付金で173万7,000円の増額補正でございますが、これは交付金対象事業が確定したことと、給付費の増額に伴い、交付金が増額となるものでございます。

4目事業費補助金で70万8,000円の増額補正でございますが、介護保険条例の一部改正及び、先ほど歳出で御説明いたしました介護保険料の激変緩和措置に伴う電算システムの改修費補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

5目地域介護・福祉空間整備等交付金1,500万円の減額補正でございますが、これも歳出で御説明いたしました小規模多機能型居宅介護施設1カ所を、選定しなくなったために減額するものでございます。

4款1項1目介護給付費交付金で433万6,000円の増額補正でございますが、これも給付費の増額に伴い、交付金が増額となるものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金で54万4,000円の増額補正でございますが、これも介護給付費の増額に伴うものでございます。

3項2目地域支援事業交付金で86万9,000円の増額補正でございますが、これは交付金対象事業が確定したことと、給付費の増額に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目一般会計繰入金で181万6,000円の減額補正をするものでございます。

まず、1節介護給付費繰入金で174万8,000円の増額ですが、給付費の増額に伴う一般会計負担分として増額するものでございます。

3節地域支援事業繰入金の86万9,000円につきましては、交付金対象事業が確定したことと、給付費の増額に伴う一般会計負担分として増額するものでございます。

4節その他繰入金で、1、職員給与費等繰入金は、給付費等の増額に伴い、増額となった428万9,000円を職員人件費に財源を組み替えたことにより、一般会計からの繰入金を減額したものでございます。

また、事務費繰入金の14万4,000円の減額は、システム改修に係る繰入金の調整によるものでございます。

9款3項3目雑入で117万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、平成18年度塩釜地区消防事務組合の介護認定審査事業の決算により、過年度返還金として受け入れるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、117ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。1款1項総務管理費、地域介護・福祉空間整備補助金でございますが、予算の執行が平成20年度になることから、あらかじめ繰越明許費を設定するものでございます。

金額は4,000万円で、地域密着型介護老人福祉施設の建設に係る補助金でございます。

ここで、今回、この補助金を繰り越すことに至った経緯と、地域密着型介護老人福祉施設の建設に係る現状について御説明させていただきます。

本日、お手元にお配りいたしました資料「平成19年度多賀城市地域密着型介護老人福祉施設指定事業経過」で御説明をいたします。

なお、地域密着型介護老人福祉施設という名称は、ごく一般的に特別養護老人ホームという名称で呼ばれておりますので、説明の中では特別養護老人ホームという名称を用いさせていただきますしたいと思います。

資料による説明の前に、特別養護老人ホームの整備計画について御説明いたします。

高齢化率の低い本市においても、要介護者の増加に比例し、特別養護老人ホームの待機者数も著しく増加していることから、第3期介護保険事業計画期間、これは平成18年度から平成20年度までの3カ年のことを言います。この計画期間中に特別養護老人ホームを1カ所整備する計画になっていることを受け、現在、特別養護老人ホームの整備事業に取り組んでいるところでございます。

平成18年11月に一度募集を行いました。その際は応募がなかったことから、平成19年度に補助率10分の10、補助限度額4,000万円の地域介護・福祉空間整備補助金を活用して再募集を図ったところでございます。お手元の資料は、再募集以降の経過を時系列にまとめております。

それでは、資料で説明をさせていただきます。

4月9日、補助事業にしたことにより、2事業者から応募があり、6月6日に選定を行うため、多賀城市介護保険運営協議会へ諮問し、6月26日には同協議会から、東輝コーポレーション株式会社が事業者として適切である旨の答申をいただきました。

この時点での申請書による事業開始予定日は4月15日でございました。

その後、事業開始に向け、さまざまな手続が進行し、8月23日には事業者と地権者が、事業用借地権設定契約のための覚書を締結し、8月28日には、下馬公民館において地元説明会が開催され、45名の参加がございました。

一方では、土地造成のための手続も進行し、10月末には造成工事が完了しております。10月25日には、建築確認申請が提出され、11月21日付で確認済証が交付されております。

また、あわせて、この間、社会福祉法人光和会を設立するための準備委員会を設置するなど、多方面から精力的に準備が進められておりました。

ところが、11月7日、土地所有者の代理人——代理人とは、土地所有者の息子さんのことでございます——が来庁され、「今回の事業予定地について、東輝コーポレーションさんとお話を解消したい」という申し入れがございました。造成工事も終了し、いよいよ建設間近という時期でもあったことから、至急東輝コーポレーションさんに来庁してい



ただき、経過の説明を受けたところですが、この時点では、まだ先行きを判断することができる状態ではなかったため、できる限り前向きに当事者間で話し合いを進めてほしいという指導をしたところでございます。

裏面をごらんください。

その後、11月29日に、再度地権者の代理人が来庁され、「やはりどうしても土地については貸すことができない」とのことから、地権者の方が東輝コーポレーションに対し送付いたしました、契約を解除する旨の通知書の写しを持参されたところでございます。

この申し入れを受け、事業者に対しすぐ来庁して説明を求めたところ、12月12日来庁し、「まだ和解には至っていない」との報告を受けております。

12月18日には、建築基準法の改正等により、確認済証の交付がおくれ、工期が約6カ月間必要なことから、事業開始予定日を、当初予定していました4月15日から7月1日に変更したい旨の届け出がされたところでございます。

12月25日、これまでの一連の経過から、単に確認済証の交付がおくれたことを理由とした遅延の届け出が提出されても、確実に建築できるかどうか確認が持てないことから、1月16日までに事業継続が可能である——この可能という意味は、7月1日に施設が間違いなく完成するという意味でございます——旨のわかる書類を文書で提出するよう求めたところでございます。

年が明け、1月16日に、東輝コーポレーションの代表者3名が来庁され、「その後も地権者との話し合いは進んでいない」との報告を受けました。

そのときの指導は、一つ目、1月末日までに地権者と話し合いを行い、方向性を決定し、報告してください。

二つ目、また、平成20年7月に開所できるのであれば、具体的に確認できる書類を必ず提出してください。

三つ目、7月1日開所の確実性が認められない場合は、選定を取り消す処分を検討することもあり得ること、を口頭で伝えたところでございます。

その間、1月24日には、運営協議会を開催し、これまでの経過報告と事業開始予定日を4月15日から7月1日に変更することについて諮問したところ、事業開始時期を7月1日に変更することについては適切とする。ただし、予定地が、場所ですが、予定地が変更になる場合や、開始時期が7月1日以降に延期となるような場合は、被保険者、いわゆる待機者の方々へ与える影響が非常に大きいことから、選定の取り消しもやむを得ない、適切であるとの答申を得ております。

1月30日、東輝コーポレーションさんが来庁し、平成20年7月に開所できる旨の確約書及び工事工程表等の提出を受けましたが、7月1日に開所を具体的に確認できる内容のものではなかったため、正式受領とはせず、詳細な工程表に係る施設整備、社会福祉法人の設立、資金調達または地権者との合意契約書等について、内容の詳細を把握できるものを再提出するよう指導したところ、「近日中に提出する」との返答を受けましたが、その後、いまだに書類の提出はなく、現在に至っております。

次に、補助金の繰り越しについて、県との協議経過を御報告いたします。

これはちょっと資料にございませんが、口頭で御報告させていただきます。

県に対し、これまでの一連の経過を説明の上、今後の対応について御指導を賜りましたところ、現在の事業が予定どおり完了すれば、もちろん繰り越すことについては問題はありませんと。

また、選定を取り消した後に、多賀城市が次年度以降においても特別養護老人ホームの基盤整備を進めていきたいと、再募集したいという意思があるのであれば、繰り越すについては特に問題ありません、との回答を得ております。

以上がこれまでの経過報告でございますが、本市といたしましては、待機者解消の解決策は、特別養護老人ホームの整備以外にないことから、一日も早い基盤整備を進めていきたいと考えており、予算を繰り越すことにしたものでございます。

今回の一件につきましては、事業者、地権者双方の合意がない以上、7月1日の開設は難しい状況ではないかと思っております。

今後の対応についてでございますが、運営協議会からの答申を参考にするとともに、選定の取り消しも視野に入れながら、その時期や手法については顧問弁護士とも十分協議の上、行ってまいりたいと考えております。

以上がこれまでの経過報告でございます。

次に、資料2の118ページにお戻り願います。

第3表、債務負担行為補正でございますが、ファクシミリ保守点検業務から認定調査業務委託までの8件を追加するものでございます。

これは、いずれも4月1日から業務委託契約を締結するもので、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございますが、下の2項目について補足説明させていただきます。

まず、一番下の、認定調査業務委託につきましては、これまで非常勤職員3名と、一部、本年1月から各地域包括支援センターへの業務委託により行ってまいりましたが、平成20年度から地域包括支援センターへ全面委託することにいたしました。委託できる訪問調査の内容は、再調査、いわゆる2度目以降ということですが、に係るものだけというふうに介護保険法の中で規定されておりますので、再調査のみ、約1,300件を委託することにしたものでございます。なお、新規申請に係る訪問調査は、これまでどおり市の職員で行うこととなります。

次に、一つ上の、労働者派遣業務手数料ですが、ただいま認定調査業務委託について御説明いたしました。調査したデータ、結果ですが、結果は、これまでどおり市から消防事務組合に電送することになるため、調査したデータをパソコンへ入力する作業が市独自の業務として残ることから、入力作業員として派遣職員を受け入れるものでございます。

以上で介護保険特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○小嶋委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○小嶋委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

## ○石橋委員

それでは、どうしても、この特老と称するこの経過の御説明をちょうだいした内容等について、聞かざるを得ない立場にあるのだということを、まず一つ御理解いただきたいと思えます。

これは、昨年9月議会の補正でたしか上がった予算でした。それで、私は、その後すぐに公募して、二つの事業所があって、こういう事業になったようですという、介護保険運協の方々の答申を受けて決定したということを知らせていただきました。私の目の前のものからです。

それで、いろいろな松島にも展開をしている事業の内容等々を聞きますれば、「大丈夫なのですか」と、私は課長にお話をしました。「いや、石橋議員さん、これを建築したそのときを見て4,000万円をやるのですから、いいですよ」という言葉のやりとりがあったと私、記憶しています。そのことだけで担当の課長としては、市長の目の前の、下馬のあの地のこの姿を思うとき、大変な待機者からの期待で、「市長がかわったら、こういうことの制度もあって、県内で初のモデルとしてやるのだそうですね」ということで、大変な期待をされていたそのことです。

そういうことで、後はその説明にある内容等々のことについては、私、詳しくは問いませんけれども、あの一番最初に補正で議決をした、事業者決定をした、そのときに私がお話をしたそのことを、何と受けとめたのかということの思いに、担当課長から聞かせていただきたいと、その所見を賜りたい。

## ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

今回の事業所の選定につきましては、運営協議会の中でさまざまな議論がされたところがございます。そのための資料につきましても、誠意、そろえられる分につきましてはそろえたつもりでおりますが、結果、このような形になってしまったのですけれども、先ほどのその松島の例というふうなことで、松島町の方にも確認をさせていただきました。一部事業者の方としてもいろいろ問題が、問題というのは、建設時期に当たって、ちょっと支払いがおくれたりとか、そういった問題があったようでございます。

そういったことを、いわゆる後ろ指指されるような状況は、特に慎んでいただかなければなりませんので、事業者の方も呼びまして、そういう事実があったのかどうか、そういったことの確認をさせていただきました。

それで、事業者の方からは、確かにそういうふうな一部、物品購入等についての支払いがおくれたというふうなことが、現実にあったようでございます。

そういったことはありましたが、施設運営、いわゆる入所者の方々についてのサービス提供のレベルであるとか、質、そういったことについても、松島町の方に確認をしましたところ、「特に問題はない」というふうな回答を得ております。

民と民の間の中で多少支払いがおくれたり、そういうことは本来あってはならないのかもしれないかもしれませんが、金銭的なこともちょっと確認しましたが、さほど大きな金額でもなかったことから、一応そのような形で、事業所の中身については精査をさせていただきました。

それから、交付金の4,000万円なのですけれども、これはもちろん施設を建設し、そして実際にその施設が介護保険法で規定する施設に合致した場合に初めて指定をし、4,000万円を交付するというふうなことになりますので、今現在、まだ全然基礎工事も行われていないという状況ですし、これから種々、顧問弁護士の方とも相談をしながら、これからの

対応を決めていきたいというふうに思っておりますけれども、4,000万円についてはまた新たな特別養護老人ホームを建設してもらった場合にも使えるというふうなことでございますので、そのように手当てをさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○石橋委員

今、御説明をいただいたとおりだろうと思っておりますけれども、明許に明許はあり得ないのかというようなこと等も考えるときに、非常に今回のこの事業展開の内容等については、運協の方々も、決して行政の責任ではありませんけれども、菊地市長から諮問をちょうだいをし、そして2社の選定に当たっては、こちらがということで答申をして、事業者を決定をしたのだらうとこう思うのです。

ですから、立場としてはそこまで聞くわけにはいかないでしょうけれども、運営協議会のメンバーの方々は、何名なのですか。

そして、この介護保険等々、ドクターなり、こういうものに精通をしている方々がメンバーに入っているのかどうか、差し支えなければ、お名前は結構ですから、人数とその辺、今、「聞いてもいいのではないか」ということですが、あえて私は聞こうとしませんけれども、その構成メンバー、行政に携わった方がおられるのか、利用者の側からおられるのか、その辺聞かせていただければと思います。

#### ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

まず、人数でございますが、10名でございます。これは多賀城市介護保険条例で定められております。

内訳でございますが、被保険者代表4名、学識経験者2名、サービス事業者4名というふうなことで、先ほど、市のOBがいるかというふうなお話なのですが、被保険者代表といたしまして、会長として(4文字削除)〇〇〇〇さんが会長を務めていただいております。以下、学識経験者といたしましては、塩釜医師会から1名、それから塩釜歯科医師会から1名推薦していただいて、メンバーとして入っております。

#### ○石橋委員

そうすると、恐らく、目の前ですから、朝な夕なに私は見ると、心痛むのですけれども、今もって基礎工事も始まらない、そして過日は、私が役所へ来るときに、パトカー立ち会いで、役所もおられた、そして、土地所有者の方もおられたし、仲介をした不動産の方もおられる中で、帰ってから、「どうしたのですか」と、私は担当に、来る途中に、こういうことのようにということで、担当の部長かだれかに聞いたら、「いや、地鎮祭をしたのだそうです」と。地鎮祭もだめだということで、土地所有者は相手に対してお話ししたのだそうです。それを無視して、立ち入るのだということの行動に相なる様子が見えたものですから、土地所有者の方々は、関係者の方々は、警察に立ち会いをお願いして、そういうふうなことで、強引に地鎮祭をしたと。こういう経過があるわけですから、当然、恐らく、今、「えーっ」という声がありましたけれども、考えられない、そういう状況の中で、私は非常に、決してお世辞ではないのですけれども、市長がかわいそうだと思います。多賀城にこういうことで、こういうものができるのだと、それも下馬にできるのだと、いや、大いに待機者から期待されていたそのことを、やはりもう少し運協に諮問する材料にしても、行政には責任ないのだらうとは思いますが、それで、これからの経過として、恐らく民・民の争いだということを知り及んでいます。

ですから、民・民が行政にもかかわりが出るのだらうというふうなことで、恐らく大変な事業展開を予定された会社ですから、そう簡単に引き下がる事業展開予定者ではないだろ

うと、こう想像するところでございますけれども、いずれにしても、先ほど課長が説明されたように、顧問弁護士さんといえば、清藤先生だろうと思います。これから種々、法的な対応については清藤先生の御指導を賜るのだと思いますけれども、その辺の見通しについて、平成20年度で改めて呼応できる状態にする、そしてまた、西、中央、東と、こういう待機者のこの施設を展開をしようとする思いもあるようですから、東なり中央なりということ、改めてお考えになるのか等々も含めながら、法的なそのことについて、清藤先生との打ち合わせの経過なり、見通しについて、説明をお願いしたいと思いますけれども。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

それでは、今回、民事不介入の原則というふうなこともありますので、民と民のことについては、余り触れない方がいいかなというふうに思って、ちょっと資料の方からは削除した部分がありますが、差し支えないと思う範囲で御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1月末に地鎮祭が行われた際に、警察が来たのはそのとおりでございます。そのときに、警察の対応ですが、事業者側の方としましては、8月23日に締結されている事業用借地権設定契約のための覚書、これは地権者の方が最終的に土地をお貸ししますということで、契約を、覚書という形で結んでおります。それを事業所の方はきちんと持っていて、「もうこういう約束事があるのですから、私たちは立ち入る権利がある」という主張をなさいました。それを警察に見せたところ、いわゆる刑事事件にならない限り、警察も私たちは中に入れないということで、その場を立ち去ったというか、事の成り行きを、刑事事件にならないなというふうな判断の上でだと思えます。もちろんそれが何か取っ組み合いにでもなれば、それはもちろん刑事事件になりますが、お互いにそういったところまでは発展しないだろうというふうなことで、警察の方は戻ったようでございます。

その後、そういった民と民の、これは法廷で争われるような形になるのかもしれませんが、その辺については、私どもの方から、どちらがいいとか悪いとかというふうなコメントはもちろんできませんので、差し控えさせていただきたいと思えます。

繰り返しになりますけれども、8月28日の、実は地区説明会、または9月の造成工事、この時期までは、実は地権者の方も事業者の方も双方ともに歩み寄ってといいますが、もちろん合意形成の上で事業を推進してきて、住民説明会までやっているわけです。

ということは、お互いのその利点がかみ合って、歯車が合っていたと。それが、ある時期から、どうもその歯車が狂い始めてきて、お互いにボタンのかけ違いに気づいたと。でも、一方は、一方といいますか、両方とも、営利と言ったらいいのでしょうか、ある程度自分にとってのプラスになる部分というふうなことをお考えのところ、ちょっとボタンのかけ違いが、自分たちでわかってきて、今現在に至っているというふうなことなので、私どもとしましては、その部分には立ち入らないようにしようというふうなことで、今現在進めております。

それから、今回、先ほどもちょっと、焦点になるのは4月15日が7月1日に延びるという届け出がされているのですけれども、そのことについての明確な回答はまだ市は出しておりません。要は、間違いなく7月1日にできるかどうかというふうなことでございますけれども、地権者の方と合意形成がない以上、かなり難しいのではないかとというふうに考えております。

先日、顧問弁護士の方へ御相談をさせていただきました。その際も、いろいろ、だれが見ても、例えば、極端な話ですが、仮に7月1日が認められないというふうなことになれば、4月15日が申請のあった日にちということになりますので、きょう現在、例えば基礎工事にも入っていないければ、4月15日に開設するというのは、もうこれはだれが見ても無理だ

というふうな判断がつくかと思えます。では、7月1日というのは、いつから工事を始めなければ間に合わないかという、実は2月中、2月の中旬ぐらいに始めないと間に合わないだろうと。それで、今現在、きょうは2月20日でございますので、仮にこれから突貫工事をした場合、7月1日がでは間に合うのかどうか、非常に微妙な線だと思えますけれども、これが例えば3月になっても、4月になっても、まだ決着がつかないといえますか、建築が進まないというふうなことになるかと思えますけれども、そういう時期というものをいろいろ御相談を申し上げて、これからの事柄に対応していきたいというふうに考えております。その後、再募集をします。

補助金につきましては、再募集することについては、何ら特に問題はないということになっていますが、今回の一件が、ある程度法的にといえますか、制度的に、ルール上、きちんとした形で決着をつけておかないと、次期募集するについても、いろいろ禍根を残すこととなりますので、今回、きちんとした形で対処してまいりたいとこのように考えております。

#### ○石橋委員

経過の説明で、見直しなどもちょうだいしましたけれども、選定の取り消しが適切であるだろうという運協の方々の市長への答申ということも、1月24日、載っていますけれども、いずれ選定の取り消しということに、菊地市長名でなるのだろうと思えますけれども、その場合に、またこちらが訴訟されるという可能性は大ですね。その辺の見直しについてはいかがですか。

#### ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

今回の選定及び将来的に、いつの時期かに取り消しをするという処分についてでございますけれども、これは法的なものを根拠とした処分ではございませんので、あくまでも多賀城市の処分に対して、不利益があれば、市民の方々、事業者であっても、どのような方であっても、そういった法的な道は残されておりますので、その場合は多賀城市は当然受けて立たなければいけないわけですが、そうなった場合でも、十分その明確な根拠、いわゆる処分をすることについてのいわゆる明確な根拠を、きちんと私どもも確認をした上で、取り消し処分をしたいと。するのであれば、そのような形になるかというふうに思っています。

#### ○石橋委員

大変でしょうけれども、多賀城市が訴えられて、顧問弁護士さんに弁護士の料金を支払うようなことにだけはならないように、ぜひ誠意を尽くして事に当たっていただきたいという思いで、うまく解決をし、待機者が期待するこの施設が展開をされることを一日も早く願って、質問とさせていただきます。

#### ○根本委員

ただいまの件でございますけれども、基本的に確認をしたいと思えます。制度の改正が行われて、施設入所の方の待ちも多い、その施設も多くなれないという状況にかんがみて、まず在宅に移行しようと、そのための受け皿を地域でつくっていくということで、地域密着型の施設の運営と、このようになりました。

多賀城市でもその方向性に乗って、地域密着型の施設、30人未満の、先ほどの特養ホーム、あるいは小規模多機能型の施設など、計画を立てて、3年ごとの計画を立てて見直していくのですね、これ。まず、その辺の計画についてちょっとお伺いします。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

平成 18 年度から地域密着型という新しい制度が生まれました。繰り返しになりますけれども、これまでの特別養護老人ホームというのは、いわゆる、言い方はちょっとマクロ的になるかもしれませんが、どなたでも入所できる、どこの地域の施設でも入所できるというのが、これからは多賀城市内の人しか使えませんか、いわゆる地域密着型という言葉の持つ意味は、多賀城市民しか使えませんかということなのです。

これは何が問題だったかという、例えば多賀城市に特別養護老人ホームができると、ほかの市町村からごそっと入ってくるというふうなことがあります。それですと、いわゆる介護難民というふうな形とか、高齢化が上がったりとか、それぞれの市町村で、言葉上は施設がないと困るのですけれども、ある意味ではお荷物の施設になってしまうというふうなこともありますので、これからは市町村が独自に、その市町村の高齢化率や要介護者の状況に応じて整備をしていってくださいという法改正が行われました。

そういうことで、第 3 期事業計画の中では、実は特別養護老人ホームを 1 カ所、それから、先ほど言いました地域密着型を 2 カ所整備しようという計画を進めておりました。

なお、この第 3 期は平成 18、19、20、来年度が最後の年度になります。

第 4 期、平成 20 年度、これは新年度予算で説明をしようと思ったのですが、第 4 期事業計画のための新年度予算を計上させていただいておりますが、第 4 期は 21、22、23、この 3 年間でどのような整備計画をしていったらいいかということについては、もちろん運営協議会や市民の方々へアンケートをとったり、さまざまな形で、民意を反映するような形で計画をしていきたいというふうに考えております。

○根本委員

短く、適切に御回答をお願いします。

平成 20 年度までで 1 カ所ですね。この施設がその 1 カ所の施設だということですね。

私が一番心配するのは、このように延びたりしていくと、結局、平成 20 年度までの計画をもとに次の計画をやはり練っていかなければいけないですね。このように延びていくということは、市の考えている計画に影響を及ぼすのではないかと、こういうことを心配しているのですけれども、端的にどうですか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

多少影響を及ぼすものと思います。

○根本委員

私もそう思います。今、待機者もいますし、在宅で、できて、小規模多機能型に行ける人はいい。ですけれども、やはり施設に行かなければいけないという方も相当数いらっしゃいます。そういう意味では、こういう施設が、29 床ができて、多賀城市の人だけが入れるということは、多賀城市にとっても大きなプラス要因ですね。それを踏まえて次の計画をどうするかということに、次、次とこう進んでいくわけです。

そういう中で、このトラブルで、民・民の問題だとおっしゃいましたけれども、補助金をやることになれば、民・民の問題だけではないのです。これは市全体の計画上の問題でありますから、ですからそういう意味では、やはり素早く手を打って、民・民が法廷で争っている間に、例えば建ててしまったと。それがずうっと続いて、また問題になる

可能性もある。仮に合意して建てたにしても、こういう問題のあったところは、必ず次、問題が発生するかもしれないということが容易に予見できるわけなのです。ですから、先ほど石橋委員がおっしゃられたように、こういう経過を踏まえるならば、市の計画に基づいて、速やかにやはり対応すべきでないかと私はこう思いますがいかがでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

待機者が増加している今、速やかに対応していくというのは、委員のおっしゃるとおりだと思います。

○佐藤委員

今、お話を聞きながら、具体的に、ここに入るのを楽しみにしていた高齢者の方がいらっしゃいまして、もう入るものだと自分で決めてしまって、「おれの施設は来年の7月には入れるのだね」と行くたびに訴えられました。「そのように頑張ってみるから。お願いしてみるから」というお話も、きちんとしていながら、「何だ、まだ工事に手がついていない。どうなっているのだろう」という話も聞きながら、心を痛めて聞いておりました。

こういう意味では、やはり御近所に与える影響は非常に大きなものがあって、裏切り行為だと言われてもしょうがないかという感じで聞いたのです。当局は頑張っていらっしゃるにしても。

やはりその事業者を決めるときに、きちんとルール確立、マニュアル確立をしておかないと、狭い範囲の経験の中で、大きな事業を任せたり、いろいろなことをするわけですから、そういうことをきちんと経験として踏まえておかないと、そういうもののルールをつくっておかなければだめだというふうに、今、聞きながら思ったのですが、例えば、先ほど課長のお話の中で、いろいろ出てきたときに、調べてみたら、松島で支払いがちょっとおくれたことがあったようだとか、そういうお話がありましたけれども、そういうことというのは、頼むというか、許可を出す時点で、もう既に当局はつかんでおかなければならないことではあるまいかと思ったのです。

そういう意味では、介護保険運営協議会へ提出した資料が、適切なものだったかどうかということも含めて、もう一回御回答をお願いします。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

今回の募集等につきましては、私どもとしましても初めての募集というふうなことで、全くゼロから私どもがつくったわけではなくて、これまでの先進地である仙台市であるとか、そういったところの募集要項、そういったものを参考にさせていただいてつくらせていただきました。

結果としてこのようにもめたといいますか、もめている事例というのが、全国でもちょっと例がなく、いわゆる許可をする際の附帯事項ですが、例えば、先ほどの重要な変更があった場合の対応策であるとか、そういったものについての指示といいますか、そういったものが、実は先進地の事例でもなかったというのが現状でございます。

今回、私どもも、そのような届け出を出されたときに、どう対応していくのかということで、非常に反省もし、これからはしやるのであれば、そういったところまできちんと、こういったらだらとならないような、そういったルールをきちんと確立して、これからやるべきだということを、深く反省をさせられた思いが私もします。



ということで、運営協議会の方につきましても、できる限りの資料はこれまでもお出ししてきましたが、今後、再募集をすると仮定しまして、まだ決まったわけではありませんので、する際には、そういった詳細、子細なところまで研究をして、事業者の選定に当たっていきたく、事業に取り組んでいきたくとこのように考えております。

○佐藤委員

東輝コーポレーションというところは、何か多賀城以外のところですね。そうするとやはりわからない、その業者に対しての信用度が。そういうことも含めて、きちんと、こういう応募を待つようなそういう事業をするときには、きちんと相手の信用調査をするなり何なりしながら、資料を提供するところを、きちんとルールとして確立していただきたいと思うのですがいかがですか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

できる限り、今後そのように努めてまいりたいというふうに思います。

○佐藤委員

次、別のところでお願いします。131ページ、133ページで、大分お金が余りました。これは介護認定が変更させられたということでのかわりがあるのかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

これは、平成18年、19年度の制度改正によりまして、要支援1、2というふうに区分が変更されたという御説明をこれまでもしたかと思いますが、その際の区分変更というか、制度改正後は、新しく認定された人の認定期間が6カ月ということで、最大24カ月まで認定期間というのを認定することができるのですけれども、軽度者の場合は、状態の変化が起こり得る可能性が高いというふうなことで、認定期間が短いのではないかとというふうに想定をしたところでございます。

1回目は必ず6カ月という規定がございますが、2回目以降は、6カ月になるか12カ月になるか、24カ月になるか、これは審査会の方である程度決めていただくこととなりますので、私どもとしては、軽度はある程度期間が短いのではないかとというふうに予想していたのですが、その期間がふたをあけてみましたら結構長かったということで、審査件数が結果的に減ったと、こういうことでございます。

○佐藤委員

改正された時点で、全国的にも56万人もの方が、認定から動かされたという状況がありまして、多賀城でもその例外ではないというふうに思います。そういう中で、認定を動かされた人たちのところで、今まで1だった人が支援になったり、いろいろなことがあるかと思うのですが、そういうところで、そういうふうになった人たちの現状をどういうふうにつかんでいるか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

まず、要支援になった方のケアプランの作成については、これは民間のケアマネジャーではなくて、包括支援センターの職員がつくることというふうに、これも制度改正になっております。

それで、平成 18 年の初年度につきましては、多賀城市が直接運営をしておりましたので、1 年間は多賀城市の職員が直接その方のお宅へお邪魔をしまして、説明をさせていただきました。もちろん中には、これまで使っていたサービスが使えなくなるというふうなことで、いろいろ御相談をされた方も何人かいらっしゃいます。

その場合には、例えばシルバー人材センターの方の生活支援サービスであるとか、別なサービス、または家族の方の役割分担も詳細にそのケアプランを立てさせていただいて、100%御満足いただけるかということ、それはなかなか難しいかもしれませんが、少なくとも苦情や事件や事故につながるようなことがないように、私どもとしてはこれまで万全に努めてきたつもりであります。

#### ○佐藤委員

狭い経験ですが、私のところにも、何と申しますか、減らされて困ったという相談が余りないものですから、うまく機能しているのかという思いはしますけれども、しかし、どこかで困った人がいなければいいなという思いもありますので、ぜひ手を抜くことなく、既存の制度の中で頑張っていたきたいというふうに思うのです。

それから、もう一つです。129 ページに、認定調査に要する経費で、「美の里」のところで、応募者がなかったから、過剰サービスにつながると考えて、取りやめるということでしたね。もう公募しないということだったのですけれども、今、「美の里」があって、「美の里」が大変だというお話がされました。

大変だというのは、業者の努力も非常にあるのかなという部分がありまして、私などざっと見ると、非常に場所がわかりにくいですし、利用したくとも、どこに行ったらいいのかわからないような状況があって、そういう相談があればもっと、利用したい人はいっぱいいるのです。サービス過剰でこれをやめたという、ちょっとその言葉も妥当なのかという気がするのですが、その辺をもう一度御回答お願いします。

#### ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

過剰という言葉のニュアンスもちょっとあったかと思しますので、もう一度説明をさせていただきます。

このサービスというのは、ホームヘルプサービスとデイサービスとショートステイが一緒になったサービス、いわゆるパッケージのようなサービスでございます。小規模多機能型というのは、ですから、本当は非常に使いやすいのですけれども、パッケージになっているために、例えば、「私はデイサービス要らない」という人はやはり使いづらい、その三つのいわゆるサービスをくまなく使っている人だと、非常に利便性があるのですけれども、そのうちの一つだけということになると、なかなか選択しづらいということがあるのです。

これは、この前、県の会議がございまして、小規模多機能型、鳴り物入りで国の方が、ちょっと言葉をかえると、昔で言う託老所的なものを制度化したということなのです。多種多様な要望にこたえるために、小規模多機能という制度を導入したわけですが、実際に開所をしてから、利用率が 50%上がるまでに半年以上かかっている。全国の平均で半年以上かかっているそうです。

ですから、多賀城市の「美の里」だけが、最初からお客さんがぼんと入るといことは、やはり想定しづらかったのです。

それで、多賀城市としては、2カ所整備しますと言っているのですけれども、同じ年に2カ所整備してしまうと、例えば、すぐに利用者が伸びないわけですから、少ない利用者を

お互いの施設で奪い合ってしまうと、例えば半年、1年たっても採算がとれない状況になると、これは事業者そのものの存続が難しくなるという、そういう意味で、ちょっと先ほど使わせていただいたのですけれども、ある程度1カ所が軌道に乗って、赤字から黒字に転化して、軌道に乗ってくる、それで利用者がふえてきたらもう1カ所つくる。先ほどの特養のように、もう待機者が50人以上もいて、できたらすぐ満杯になるという状況であれば、二つでも三つでもということはあるのですけれども、その辺の読みが、私どもとしまして、施設そのものの利用の仕方や内容はすばらしいということで、2カ所つくろうという計画を立てたのですけれども、同時期に2カ所を募集してやるということが、いや、実は無理だったのだということにちょっと私どもも気づきましたので、これは実際運営してみてそうだったというふうなことです。一応補助金は1,500万円、これは新規の施設を建てるときに1,500万円の補助金があると。大代の「美の里」さんは、中古住宅といいますが、既存の住宅を改修しましたので、これには補助金がつきません。したがって、今のところ、今年度新たに小規模多機能型の施設を募集してつくっても、そうやってお互いに客の奪い合いになって、赤字が続くと、事業所としての継続が危ぶまれることから、サービスの提供が、量がふえれば、一方的にいいというわけではないので、今回、見送ることにしました。

その辺の状況を見ながら、次年度、翌々年度以降に、そういうサービスの充実を図っていききたいと、基盤整備を図っていききたいというふうには考えているところでございます。

○小嶋委員長

質問の途中ですけれども、休憩いたします。まだありますので。再開は20分です。

午前11時08分 休憩

---

午前11時21分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○佐藤委員

大代の業者の方の、せっかく立ち上げた思いと、それが経営的に行き詰まってきたというところでの判断だったのだというふうにお聞きしましたけれども、利用したい方はたくさんいらっしゃるという思いで私はいます。

そういう中で、やはり利用を促進するアドバイスというか、そういうことを適切にしてあげること大事なことだろうというふうに思います。例えば、本当にあそこは場所がわからないのです。あそこにだれもそういうものがあるというのは、本当にあの地域、あそこの地域の人たちを対象にしているの、それでいいのだろうという感じがしないでもないのですが、でも1カ所しかないという意味で考えれば、皆さんに利用していただいて、もう1カ所早くつくるとい方向性が出せればいいのではないかというふうに思いますので、そういうところからも、本当に適切なアドバイスをしながら、利用を促進するという方向で、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。終わります。

○雨森委員

今、御説明ありましたその松島で云々という、ちょっと私、聞き漏らしたのか、その松島で云々という内容が見えないのです。それが一つです。

それから、造成工事は、事業をやりたい方がおやりになったのか、私もすばらしい造成事業が行われているということで、ある議員から説明を聞きまして、非常に興味深く、期待して待っておったのですが、なかなか物が建ってこないということで、ちょっと不安に思っておりました。

実は、昨年、私は新潟の刈羽村で、この事業の施設にボランティアで入っているのです。地震対策のときに、非常に家庭的で和気あいあい、非常にいい施設だと思っておりましたら、それが多賀城にできるということで、非常に期待しているわけなのですが、この松島の問題と、あるいはまた地権者、何名ぐらいいらっしゃるのか、ちょっとそういったことも、触れられれば教えていただきたいと思います。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

松島のお話でございますが、この東輝コーポレーション株式会社が設立いたしました社会福祉法人が、松島の方でグループホームを今現在やっております。当然、これは新規で始めましたので、建物の建築、それからいろいろな設備、備品関係の多分納入というふうなことで、一部そういった納入に係る支払い代金の遅延があったというふうなことでございます。

それから、今回の造成の地権者は1名でございます。お一人です。

○雨森委員

1名ですか。なるほど。そうしますと、造成された方は、事業をやりたいという方において造成費用を出されているわけですね。あれだけの根を掘って、山を掘って、きれいに造成されましたね。ですからやはりお金がかかることですから、造成主があると思うのですけれども、その辺は、答えられれば。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

造成した事業者は地元の事業者でございますが、発注をしたのは東輝コーポレーション株式会社でございます。（「わかりました。いいです」の声あり）

○松村委員

1点お伺いいたします。今のご関連の問題ですが、まず、1点、11月7日に土地代理人が来庁して、契約を解消したいというお話があったということで説明があったのですが、差し支えない範囲でよろしいですけれども、その解消したいという理由ですが、その前段までは非常にうまく行って、あそこまで進んだわけなのですけれども、それが突然解消したいという理由というのが何なのか、お話できる範囲で、もし聞かせていただければというふうに思います。

あと、もう1点は、介護保険運営協議会で一応決定したということなのですが、その協議会で協議する段階で、その松島の件、先ほどから、一部支払いを怠っていたということがあったというようなお話ですが、これはこの協議会の中で情報として入っていたのか、提供されていたのかどうか、その2点をお伺いいたします。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

まず、1点目の、11月7日の際の地権者の訪問での内容だと思いますけれども、それぞれの目的とするところに、それぞれの地権者は土地をお貸しする、要は、土地をお貸しすることで事業収入を得る。事業者はそこを借りて、経営をして収益を得る。そういう約束事のお互いの目的に、ちょっと差異が生じたというふうなことだろうというふうに思います。

二つ目は、松島で支払いの遅延があったというふうなことについて、運営協議会の時点でそれがわかっていたかというふうなことをございますけれども、それは運営協議会の方ではわかっておりませんでした。

#### ○伏谷委員

地域密着型の小規模多機能ということで、前回の一般質問で質問させていただいたので、その関連からちょっとお伺いさせていただきます。

今、大代「美の里」のお話が出たのですけれども、その経営困難、この過剰にならないよというところで考えているという表現だったのですが、前回の質問の内容で、やはりこの「美の里」がどういうふうな経営状態にあるのか、これはやはり、そこに行く人が、今ほどパッケージというお話で、なかなか行く方の選ぶ選定もあるのだというお話だったのですけれども、あくまでやはりこれは、その「美の里」さん自体もPRができないのではないかと思います。

というのは、やはりケアプラン、ケアマネジャーという方がいて、その方がやはりどうしても、この方はこういう方がいいよということが最初にありきなもので、どうしてもこういう施設には目が向かないのではないかと。先進地の事例はなかったのですが、先ほどの課長の説明では、全国的には50%行くまでにかかなりの時間がかかると。ただ、先進地として成功事例も多々あると思うのです。その先進地の成功事例というのは、今把握なさっているようであれば、ちょっとお伺いしたいのですがよろしいでしょうか。

#### ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

まず、今の「美の里」の状況について一つ現状を御説明させていただきます。昨年6月に開所した時点での利用者数2名、これは登録定員は25名なのですが、1月末現在でいまだ13名で、まあ14名か15名が大体ペイラインというふうなことになっておりますので、いまだ経営が安定的に経営できているかというふうなことで言えば、まあぼちぼちと、こんな感じではないかというふうに思います。

それと、今、委員がおっしゃいましたように、ケアマネジャーがケアプランをつくる際に、いわゆる小規模多機能のサービスを利用することが一番メリットがあると判断した場合に、そういうケアプランをつくる。ですから、ケアプランをつくらなければ、利用者が伸びないと。確かにそのとおりでございます。ですから、なかなか全国的にも利用者数が伸びないというのが、原因がその辺にどうもあるのかと。

それと、昨年から、「美の里」さんの方からそういう御相談をいただきまして、私どもとしましても、市政だより等で広報活動をしたり、それからうちの方で訪問調査をしたり、いろいろな形で要介護認定者の方々にそういうお知らせをしたりというふうなことで、もちろん「美の里」さんの方でも独自にPR活動を今現在も展開しているということです。

それと、成功例ですが、お隣の塩竈にもあるのですが、塩竈は社協さんがやっています。これは成功しています。なぜかという、塩竈の社協さん自体が居宅支援事業所としての位置づけを持っている。何を言っているかという、ケアプランをつくる事業所を自分の社会福祉協議会の中に持っていて、なおかつ小規模多機能もやっているの、自分のとこ

ろでお客さんを回せる、お客さんといいますか、利用者をうまく回すことができるというふうなことがあります。

そういうふう複合的にやっている事業所では、かなり早い時期に定員になるという成功事例がありますが、単体でやっているところについては、ほかのケアマネジャーがつくらなければ利用できないというふうなことがございますので、なかなか思うように利用が伸びないというのが現状だというふうに思います。

#### ○伏谷委員

今ほどの説明で、なぜやはり経営が困難かというのがよくわかったような気がします。

そして、なぜこのことを申し上げるかということ、その先進地事例では、たしか二本松、名前はわからないのですけれども、その小規模多機能型の施設が、非常に円滑にうまくいっていると。これはなぜかということ、その地域の方々のサポートだということです。私はなぜここに非常に目を向けたかということ、地元が八幡でございます。八幡地区もやはり介護される方、介護を受ける方、非常に多くなってきました。ただ、やはりそういう地区では、なかなかそういうところをお願いするということに、まだまだ抵抗があると。そういった場合に、やはりそういうふうな中にこういう施設がどんどんできていけば、その周りのサポートというのが非常に受けられるのではないかと。そういうふうなことを考えていけば、やはりそういう地区に、まずそういうふうなことに対する利点を申し述べて、開設していく必要性もあるのではないかとというふうに思いますので、この点についていろいろと案を講じていただければと思います。

それと、先ほど、ちょっとわからない点だったものですから、1点だけ聞かせてください。多賀城市のその介護保険運営協議会という中の委員会メンバー、構成を伺ったのですけれども、やはりこういうところには、今からものをお願いするか、審査するか、決めるという場合には、例えば多賀城市では行財政アドバイザーの中に天明先生とかという形で、本当に経営指標といいますか、その財務指数を明確にわかった上で、やはり物事のイロハというのを決めていくようなスタンスをとってきていると思います。この中で、どうだったのかということを見ると、やはりその辺の経理状況をちゃんと見抜く方がいたのか、そして、この東輝コーポレーションという会社、特にわからないのですけれども、この会社がそういうふうな事業を営むと言ったときに、やはりそこに、なぜ営むのかと、その経営理念とか、こういうふうな、はっきり言って、民・民ではありますが、民・民であるということは、やはり営利目的というのが第一だと思います。そういうことも踏まえると、やはり一番財務状況というのがポイントになるのではないかとというふうなことを、まず最初に考えていただく必要性もあるのかというふうに思いますので、この辺ちょっと伺いたいと思います。

#### ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

まず、介護保険運営協議会の中に、財務諸表をきちんと見越せる方が、見通せる方がいるかどうかというふうなことについてでございますが、この辺につきましては、なかなかちょっとやはり難しいのかというふうに考えております。

なお、これまでの選定の中で、やはり過去の実績、そういったものが一番高く評価されているというふうに思います。

それと、これも先ほどの繰り返しになりますが、先進地、私どもとしては仙台市の事例を主に参考にさせていただいたのですけれども、添付資料その他につきましても、いろいろな過去3年間の財務諸表であるとか、それから登記簿であるとか、一応きちんとした法人

格を有しているかどうかとか、いろいろな形で調べさせていただいて、あくまでもそれは最終的には机上での判断、というふうなことになるを得ないというのが現状だというふうに思います。

それだけではやはり事実確認というのが不足しますので、現在経営しているといいますが、実際に運営をしている市町村に電話その他で、現在の運営状況やそういったものを確認させていただいているというふうなことで、判断をさせていただきました。

あと、最後には、これからは、そういったさまざまな角度から、選定をする際には、そういう基準、いわゆる物差しを多く採用して、今後こういったことが起こらないように対応していきたいというふうに考えております。

○森 委員

129 ページ、先ほど、佐藤恵子委員からも、ほかの委員からも出ておりました小規模多機能施設なのですが、これはつきりさせていただきたいというふうに思います。

なぜかと言いますと、結果的にサービス過剰にならないように、1カ所になったというふうなことでとらえがちなのですが、結果、コムスンが撤退したと。引いたというふうなことで理解してよろしいのでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

そのようで結構でございます。

○森 委員

ありがとうございます。多分そのようなことで、後からつけ足しになって、サービス過剰にならないように、結果なったというふうなことで、余り余計なことを言ってしまうと誤解を生むのではないかとというふうに思いますので、ぜひ今後はきちんとした対応の方をお願いいたします。

それで、実際、今回の施設につきましても、実は、事前審査、今、伏谷委員からも出ておりました。信用調査の部分が非常に大切かと。もちろん実績もそうなのですが、支払いがきちんと行われていない等は、信用調査で多分事前にわかることであります。

きょうの新聞にも、実は、「介護保険法改正へ」というふうなことで、伺いたいと思って、実はコピーしてまいりました。

ここで、一番大事なことが、なぜこの介護保険法の改正なのかというふうなことで、「強制徴収の規定を盛り込む」というふうなことであります。ということで、ちょっと読み上げますけれども、「介護保険制度が導入された 2000 年度から '05 年度までの 6 年間で、事業所の指定取り消し処分を受け、報酬返還を請求されたケースは類型で約 55 億 3,000 万円（加算金は含まない）に上るが、6 割近い 231 億 5,000 万円が返還されないままになっている。現行では、廃業した場合などは追跡が難しいという事情があるからだ」というふうなことであります。

ということで、まずこれは事前調査をしっかりしていれば、こういうことが防げるのではないかとというふうなこと。突発で起こることもあるでしょう。ということで、まず今後の法改正がなされます。だからといって、事前調査が緩くなっていいというわけではありません。かえってこういう強制力が出てきたということは、もっともっと事前調査が必要であるというふうに思っております。

現在、多賀城市で、今回を含まずに、どのぐらいのこういう報酬返還請求されていない部分、金額としてあるのかお教えてください。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

皆様も御存じかと思いますが、塩竈市で事業をしております大和福寿会の不正受給問題というのが、数年前に問題になったことが御記憶にあるかと思いますが、いわゆるその大和福寿会さんは、不正受給をしていたわけです。

多賀城市の方も入所されておりましたので、多賀城市の方からも不正受給をしております。

この件に関しましては、県の介護保険室と国保連合会等とも十分協議をしまして、内容を精査したところ、多賀城市から不正受給をした金額につきましては、約 1,500 万円ございました。それをすぐ返還するかどうかというふうなことでございますが、実は一括しての返済が難しいというふうなことで、平成 18 年度から 22 年度までの分割返納というふうなことで、それぞれ関係市町村から不正受給をした金額については、22 年度までかけて返済をしていくというふうなことで、現在、調整で毎月多賀城市の方にも返還されております。

平成 18 年度に返還された金額は 82 万 5,000 円ほど、19 年度については、2 月末段階で 149 万円ほどというふうなことで、これまで 230 万円ほど、ちょっと端数は省略いたしますが、返還されているというふうなことでございます。

○森 委員

そのほかに、多分細かい部分もあるとは思いますが、一応市民がお世話になっている事業所ですので、それも多分請求が出る、また未納があると、返還していただかなくてはならない部分、これについては、大和福寿会さん以外にあるのでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

ございません。

○森 委員

ありがとうございます。前にもその大和福寿会さんについては説明をいただいていたと思いますので、引き続きこのチェック、まず法改正がなされますけれども、事前に業者を選定するときには、信用調査等、皆さんからも今お話がありましたとおり、きちんとした形で、選定の 1 要因として考えていただくようお願いいたします。

○相澤委員

今に関連すると思えますけれども、市長の施政方針で、地域経営というのが特にうたわれております。以前に保健福祉部関係であかね保育所の問題も出ました。そして今回もこのような報告になっておりますけれども、これらのいわゆる経営というところのノウハウが、大分そういう意味では蓄積されつつあるのかと思えますけれども、その辺で生かされつつあると考えてよろしいでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

私が答えていいのかわかりませんが、少なくとも私も事務方といたしましては、今回のことを深く反省いたしまして、先ほどもちょっと申しましたけれども、これをばねにしまして、これからこのようなことが起きないように、最善の注意等をしながら進めてまいりたいというふうな考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。



○相澤委員

むしろ、市長公室というのはそのためにできたのではないかと私は思いますので、その辺からの御回答をお願いしたいと思います。

○伊藤市長公室長

今後の選定に当たっては、多賀城市でお願いしております行財政経営アドバイザー、公認会計士でもございますので、これらを十分に活用して、選定に当たっていきたいとこのように考えてございます。（「お願いします」の声あり）

○竹谷委員

地域密着型老人福祉の施設の件について、まさかこういうような状況になって、あそこに建たないのかということ、思ってもいなかったものですから、報告を聞いてびっくりしました。

その中でお聞きしたいのは、一つは、運営協議会さんが選定に当たっての会議を開かれた。その中で、施設整備、社会福祉法人の設立、資金調達等々を、1月30日に再度提出するというお言葉が述べられているように思います。この18日の段階といいますか、選定会議をされた段階で、このような資料の提出は求めながら会議をして、選定の運びになったのか、その辺はいかがでしょう。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

運営協議会そのものへは、資料の提出はしておりません。運営協議会の中で、7月1日まで延びる、いわゆる開所をする年月日が延びることについての確約、いわゆる裏づけとして、このような資料の提出を求めることが相当であるというふうなことで、事業者の方にはその資料の提出を求めたところでございます。

○竹谷委員

私はずうっとお話を聞いていたのですが、少なくとも選定の場合は、そのような資料のもとで、2社来ておると。2社ともそういう資料をいただく中で、どの業者にするかという選定するために大変重要な一つは資料ではないか。

もう一つ、事業用地の地権者の問題がここで発生した。少なくともそのときに、仮契約とかそういうものを添付をした中で御審議しなければ、事業者を決定しても、その事業者は建てる場所がないわけですから、そういうものも必要だったのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

まず、添付資料についてでございますが、添付資料につきましては、ほぼ完璧という状況のものが添付されております。これは多分、そういうことに手なれているコンサルタントが資料づくりをしますので、資料の中身についてはかなり立派なものが添付されているというふうに御理解いただきたいと思います。

それから、仮契約というふうなお話ですけれども、当然、地権者と事業者との間には、選定された後には、間違いなくこういう条件で土地をお貸ししますという、そういったものは印鑑付きの現物といいますか、直接印鑑のついたものがきちんと添付されております。

○竹谷委員

そうなりますと、選定委員会での判断する材料は、まさしく整っていったというふうに、今の説明では私は判断します。

であれば、なぜ今回こういう問題が出たのか。少なくとも市長決裁で、東輝コーポレーションさんと選定をいたしましたという契約といえますか、少なくとも、私たち民間でいけば契約的な行為、が発生したのではないかと思うのですけれども、そういうとらえ方でよろしいですか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

あくまでも事業所として、選定するという事で文書はお出ししております。

○竹谷委員

これは大変重要なのです。このときに、添付された計画書どおり事業が推進しなかった場合は、選定を取り消すこともあり得るという文が1項入っておりますか。この中に。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

入っておりません。

○竹谷委員

そこが一番民・民の民事訴訟になる可能性の出てくるのが大だと思えます。少なくとも、そうであれば、総務の方にお聞きしますが、こういう契約の場合、総務の契約担当といえますか、いろいろありますね。法規的なもの、こういうものを相談の上で進められておられるのですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

協議はしてございます。（「ございます、ですか」の声あり）

○竹谷委員

少なくとも協議をされているとすれば、今、私が申し上げたような項目を、なぜ挿入しておかなかったのか。なぜ顧問弁護士と相談をして、こういう項目を入れなかったのか。私はまさしく不思議でなりません。入れておけば、先ほど言った御質問もありましたけれども、私は問題になってこない。そのために顧問弁護士さんがおられるわけですから、なぜそういう活用をしないのでしょうか。ちょっと、私その辺が、役所のルールとしてどうなっているのかわかりませんが、疑問になるわけですからいかがでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

確かに契約解除の項目はうたっておりませんでした。

ただし、それにかわるものとしましては、「内容の重要な変更があった場合は、必ず協議をすること」というふうなことの文言が入っております。それが、開設時期の変更が重要な変更になるのか、いろいろあるかとは思いますが、そういった文言が入っている。それは、先ほど申しましたが、仙台市のものを参考にさせていただきまして、ですから仙台市がいいとか悪いということではないのですけれども、一応先進地の事例ということで、そういったひな形を一式もらいまして、つくらせていただいたと。そして、その中には、そういった選定を解除する旨の文言、事項はなかったというふうなことが現状でございます。

なお、そういった通知書を出す際についての、顧問弁護士との協議については、総務部次長の方から御説明させていただきます。

○内海総務部次長(兼)総務課長

今の関係につきましては、弁護士と相談をした結果で、そういった形にしたということではなかったということです。

○竹谷委員

起きたことですから、今さらどうのこうのと言ってもしょうがございませんが、大変重要なことだと思います。何のために顧問弁護士がいるのか、なぜ契約、いわば認定、契約です、ね、契約、(「経営アドバイザーがいる」の声あり)経営アドバイザーはいいです、それはまだいなかったときですから。私はそれが単なる飾り物を置くようなことでなく、今はこういうものをきちんとやっていかなければいけない。契約の時代なのです。これは、今回これ以上言ってもしょうがないですけれども、これは完全なミスイクですね。今になってみれば、と思いたすがいかがでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

おっしゃるとおりであろうかと思えます。そのための顧問弁護士であり、いろいろ日常に起こる法律問題などにつきまして、逐次御相談させていただきながら進めようというふうな形では思っておりますけれども、今回、こういった形で問題が発生して、法律問題になってしまっていると。

それにつきましても、先日、顧問弁護士の方と相談しまして、今後の対応なり何なりというふうなものを、どのようにするかというふうな部分については、十分協議しまして、この問題については対処していきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

起きてからで大変ですよ、私は起きればすぐそういうふうになると思うのですけれども、やはりこれからは次善の策をとっていく、民・民との問題だけではないのです。4,000万円のお金を出そうという市の行政があるわけですから、これがつくられて、出して、おかしくなったというなら、まさしく問題が大きくなってくる。次善の策でまだお金を出していないから、多賀城市は被害がないのだというような発想におられたとすれば、私は大きな間違いだと。

先ほど質問があったように、市民の方々が、この施設へ入れると楽しみにしているという方もいる。であるならば、万全な施設づくりをしていくためには、屋上屋を重ねるかもしれませんが、万全な対策をとっていくと。

ましてや多賀城の市長名で、選定をしたという公的な名前で私は出していると思っておりますので、そういう意味では、これから気をつけていただきたいというふうに思いますが、副市長、いかがですか、今の論議を聞いておって。

○鈴木副市長

これは、我々事務を進めていく上で、市が明らかに契約の一方、当事者となる場合は、今おっしゃられたように、いろいろなことの想定をして、契約書に文言を加えるということがございます。

今回はそういったことの、今まで経験がないということもありまして、これからはこういったことも十分想定の中に入れて、手続を進めなければならないというのを一つの教訓として、これから取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○竹谷委員

いろいろお話は、ぜひ今後はこういうことがないようにしていただきたいと。

そして、これからの施設、コムスンさんが撤退したとか、いろいろ「美の里」さんが大変だとかとあるのですが、やはり福祉施設、高齢化社会に向けてのこの施設は大変重要な施設になってきますので、やはり経営をしていく方々に対しても、市としてはある程度アドバイスをしていき、健全経営に持って行っていただく。そして、新しいところには、新しいなりの仕組みで応援をしてやっていく、という仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。

高崎にコムスンさんのできる予定地は、私も薄々理解はしておりましたけれども、突然いなくなったので、あれっと思ったのですが、発掘調査をしなければいけない段階まで行って、たしか撤退になったような、地鎮祭もしたようでございますが、問題が発生して、撤退するようでございますけれども、ひとつそういうことのないように、これからも頑張っただけでございます。特に契約の場合においては、気をつけていただきたいというふうにお願ひしておきたいと思ひます。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 23 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○小嶋委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(「資料の提出をお願いします」の声あり)

○柳原委員

資料の提出をお願いします。午後からの審議で使用する資料の提出をお願いします。次の 3 点でございます。

1 番目が、12 月議会で市長から回答ありました、多賀城市上水道会計処理に関する問い合わせの回答というところで、行財政経営アドバイザー天明茂先生の回答書の全文を提出していただきたいというのが 1 番目。

2 番目が、地方公営企業施行規則の別表の 2 号の全文です。

そして、3 番目が、減価償却資産の耐用年数に関する政令の別表の 3 号。

以上の 3 点の提出をお願いいたします。

○小嶋委員長

ただいま柳原委員から要請ありました件につきましては、上水道部次長と打ち合わせの上、柳原委員と調整して、資料を提出するということにいたします。（「よろしく願いいたします」の声あり）

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後 1 時とします。

午前 11 時 59 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

- 議案第 24 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

○小嶋委員長

議案第 24 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○小嶋委員長

関係課長等から説明を求めます。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

それでは、補正予算の説明に入ります前に、2 件ほど御報告がございます。

まず、第 1 点目でございますけれども、去年 11 月 11 日に発生いたしました鶴ヶ谷地区の水害被害でございますが、被害に遭われました方々に対しましての、当該会社の損害賠償につきましては、ことしの 1 月末をもってすべて完了いたしました。

11 人の方に合計で 401 万 3,262 円を補償してございます。

また、そのほかに、多賀城市からも、当該事件にかかわる時間外勤務手当支給分としまして、23 万 1,931 円を請求することにしております。

両方合わせまして 424 万 5,193 円でございます。

委員の皆様には大変御心配をかけて申しわけございませんでした。

引き続きまして、もう1点でございますけれども、これは、排水設備の無届け工事でございます。去年12月初旬ころ、下水道を流しているのに使用料を取られていないアパートがあるとの情報を受け、調査したところ、平成元年に建築された4世帯ずつの2軒のアパートでありました。

給水工事は申請されておりましたが、排水工事の申請はされておらず、いわゆる無届け工事であったことが判明いたしました。

建築主と至急連絡をとり、当時請け負っていた施工業者と協議するよう要請したところでございます。

大分前の工事のため、当該施工業者も当時の書類を確認するのに時間を要したようでございますが、排水設備工事の書類は残っていなかったというふうな状況でございます。

なお、8世帯のうち、現在入居は5世帯であり、この方々につきましては、事情を説明し、理解を得て、12月からの使用料をいただいております。

これまでの使用料につきましては、法的にさかのぼれる5年前までの分が、延べ15世帯、約55万円となっております。

建築主と施工業者には排水設備工事の確認申請書の提出と、基本的には、住まいしていた方に請求すべきこれまでの未納分について、建築主と施工業者の間で協議していただいております。

また、現在、水道料金と下水道使用料との関係を改めて調査をいたしまして、現地調査も含めて確認しているところでございます。

以上で報告を終わります。

#### ○鈴木下水道課長

それでは、補正予算の説明をさせていただきます。

初めに、歳出の方から御説明申し上げますので、154ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費で43万6,000円の減額でございます。

1の、一般管理事務に要する経費の9節旅費、11節需用費、13節委託料につきましては、執行残でございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金につきましては、日本下水道協会等への負担金の執行残、それから1月1日の人事異動に伴い、下水道部長職を建設部長が兼務することとなったことにより、上水道部へ支払う人件費の2分の1相当分の業務運営負担金122万5,000円の減額を行い、また、平成19年10月から上下水道料金システムの導入費用の増などに伴う、水道庁舎使用負担金450万7,000円の増額と合わせまして、319万1,000円の追加をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目雨水管理費で674万2,000円の減額補正でございます。11節需用費で150万円の減額でございますが、これは雨水ポンプ場の燃料費の執行残によるものでございます。

次に、13節委託料で524万2,000円の減額でございますが、雨水ポンプ場及び雨水幹線等の維持に係る経費について、今後の執行見込みを勘案いたしまして、減額するものでございます。

次のページをお願いします。

3項1目賦課徴収で4万2,000円の減額でございます。9節旅費、19節負担金、補助及び交付金につきましては執行残でございます。

2目汚水管理費で10万6,000円の追加でございます。19節負担金、補助及び交付金につきまして、これは本市から仙台、塩竈、七ヶ浜町へ排水した汚水処理費用分としての相互利用負担金でございます。

次のページをお願いします。

2款1項1目公共下水道建設費で79万3,000円の減額でございます。

1の、公共下水道建設事業（補助）で、補正額の増減はございませんが、事務費に関する組み替えでございます。

2の、公共下水道建設事業（単独）につきましては、事業認可変更業務委託の執行残でございます。

次のページをお願いします。

3款1項1目公債費で6億6,448万1,000円の追加でございます。

1の、借入金償還費（元金）で6億7,613万2,000円の増額でございます。

まず、当初予算の汚水、雨水などの組み替えなどにより、雨水事業分で607万1,000円の増、汚水事業分で1,342万円の減をお願いするものです。

また、先日説明会をいたしました公的資金補償金免除繰上償還金として、雨水分4,798万3,000円、汚水分6億3,549万8,000円の増額をお願いするものです。

次に、2の、借入金償還費（利子）で1,165万1,000円の減額でございます。これは金利の確定及び当初予算の汚水、雨水の組み替えにより、雨水事業分で1,615万2,000円の増、汚水事業分で2,780万3,000円の減額をお願いするものです。

次に歳入について説明いたします。

152ページをお開きください。

2款1項1目下水道使用料で445万8,000円の追加でございます。

1の、下水道使用料につきましては、12月までの有収水量及び納付金額の状況から、減収が見込まれるため、694万1,000円の減額を行うものでございます。

次の、2、滞納繰越分につきましては、平成18年度企業会計を打ち切り決算したことによるものが主でございます。現在の収納実績に基づき1,139万9,000円の増額を行うものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金で3,032万8,000円の減額補正でございます。これは使用料の増、各執行残による歳出の減額等に伴いまして、減額をするものでございます。

8 款 2 項 1 目雑入で 14 万 4,000 円の追加でございます。これは仙台市、塩竈市、七ヶ浜町から本市へ排水される污水处理費用分としての相互利用の負担金でございます。

9 款 1 項 1 目下水道事業債で 6 億 8,230 万円の追加でございます。これは歳出においても説明させていただきました公的資金補償金免除繰上償還制度適用により、借換債を発行するものでありまして、雨水事業が 4,790 万円、汚水事業分が 6 億 3,440 万円となっております。

次に、146 ページをお開きください。

第 2 表、繰越明許費でございます。

公共下水道建設事業（補助）の雨水工事で、1 億 8,400 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは工事箇所である陸上自衛隊多賀城駐屯地周辺におきまして、同駐屯地及び財務局との施行関係の諸手続に時間を要したこと、また、各種地下埋設物があり、その現況調査や調整に相当の時間を要したことにより、年度内完成が困難となりまして、繰り越しをお願いするものでございます。

工事場所は、大代-1-3 工区と大代-1-4 工区が、いわゆる念仏橋から自衛隊正門まで、大代-1-5 工区が自衛隊正門前の産業道路横断分と自衛隊敷地の東側を北上する部分でございます。

内訳といたしましては、工事請負費として、大代-1-3 工区が 3,197 万 5,000 円、1-4 工区が 3,808 万円、1-5 工区が 1 億 975 万 4,000 円、役務費として、これら工事に要する用地借り上げとして 326 万 7,000 円、その他事業費としまして 92 万 4,000 円を見込んでおります。

なお、完成でございますが、大代-1-3 及び 1-4 工区につきましては 6 月末、大代-1-5 工区につきましては 8 月末の完了を予定しております。

次に、147 ページをお願いします。

第 3 表、債務負担行為補正の追加でございます。これは平成 20 年度で予定しております業務につきまして、4 月 1 日からの業務を円滑に行うため、今年度中に契約等の事務処理を開始する必要があるものについて、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、内容は経常的な業務でございます。

次に、148 ページをお願いします。

第 4 表、地方債補正の変更でございます。

これは先ほども御説明申し上げました公的資金補償金免除繰上償還制度適用による借換債 6 億 8,230 万円の追加をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○小嶋委員長

以上で説明が終わりました。

● 歳入歳出一括質疑

○小嶋委員長



これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○佐藤委員

先ほどの部長の、下水道の賦課漏れがわかったということについてです。たまたま私もいろいろな縁がありまして、発生時点で耳にしておりました。気をつけてはいたのですが、どうも業者の方が届け出をしていなかったかもしれないとか、していなかったという状況のようですので、されていないものは発見しようがないとは思いつつも、前回、大きく賦課漏れがあって、そのときにきちんと精査しますということで、私たち議会は納得したわけですが、また再度そういうものが出てきたということでは、本当に生かされていないのかというか、残念な思いをしております。

アパートですから、一定の、安くもないけれども、そんなに高くもないアパートの家賃を払いながら、皆さん暮らしているわけで、過去5年間をさかのぼると言われても、実際利用している人が払うわけですから、なかなか大変ではあるまいかというふうに思うのですが、その辺はどういう状況になっていますでしょうか。今現在の利用者とのかかわりは。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

今の段階は、基本的には、委員が言われましたように、使用者の方に請求は行くのですが、一応施行者の方と、家主さんと申しますか、そちらの方と今協議をしている段階で、そちらの方で払うような今形にはなっておりますけれども、すっかりまだそこまでは整っていないというような状況でございます。

○佐藤委員

家主さんとその入居者の方との話し合いもあるだろうと思いますが、できるだけ穏便に支払っていただけるように、便宜を図っていただかないと、なかなか大変ではないかというふうに思うのです。そここのところをよろしく願いを申し上げます。

もう一つですが、届け出の書類が出ていなかったということが、もし確認できたときには、5年の時効というのは有効なのですか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

一応、下水道の場合は、水道と違いまして、公営企業法でなくて地方自治法の方に係るもので、「金銭の債権の消滅時効」というのがございまして、それが5年間というふうな期間になってございます。

したがいまして、5年分を請求するというような形になります。

○佐藤委員

そうすると、5年前以上にはさかのぼれないというのは、もうどうにもならないことですか。業者が届け出をしていなかったということについても、そういうことになるのですか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

そのように理解しております。

○佐藤委員

そうすると、やはり役所の側できちんと管理するということが必要になってきますね。そこは届け出が出ていなかったから、わからなかったということでは済まされないというよ

うな感じがします。「今、一生懸命精査しています」ということですので、私たちがするわけにもいかないし、してもわからないかと思うのですが、そこは皆さんのところを信じるしかないのですが、ぜひ二度と、再度ですね、3回目を出さないように、きちんと精査をお願いしたいと思います。

今、大家さんと業者のところで話し合いをしているらしいのですが、一日延びれば、時効も1日早まりますし、そういう面ではきちんと日程を区切って、何日までと区切って交渉して、そしてそこまでの責任をとってもらうような交渉の仕方を、ぜひ役所も業者と大家さん任せにしないで、きちんと責任を追究していただけるものですね。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

発見してからもう2カ月くらいたっているものですから、私どもとしても早く解決したいというようなことで、下水道部としましても、大家さんの方といろいろ相談をしながら、打ち合わせをしながら、できるだけ早く解決したいと思っております。

○相澤委員

今の事件とも関連すると思いますけれども、私もかつて、生活雑排を垂れ流しているアパートがあって、市の方に相談して、その対処はしていただきましたけれども、そういう無届けとか、わからないということは、調べるのは非常に難しいことなのではないでしょうか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

難しいというより、資料が膨大なものですから、いろいろ、今現在やろうとしているのは、これは2年前ですか、平成16年のときに未請求の関係があったので、若干その辺のデータを活用しながら、要は、水道の方でメーターとしてフラックが上がって、下水道の方は上がっていないというのを、まず一回ピックアップします。そこから、一応浄化槽、あとはくみ取り、そういうのをすべて差し引いてみます。それ以外は現場に行かないとちょっとわからないのです。ですから、その辺のリストをつくってから、職員が班編成をしまして、一応1軒、1軒歩いてチェックしていくと、そういう状況になると思います。（「御苦労さまです」の声あり）

○藤原委員

162ページ、まず最初に、資料、最近、雨水と汚水をきちんと分けてくるようになりまして、その点については感謝もし、評価もしたいというふうに思います。

それで、下水道事業債の特別措置分が8,180万円でしたね、平成19年度。それで、元利償還が、そこに書いてあるとおり20億9,600万円なので、18年度から公的措置の考え方が7割から6割に下がって、その差額なので、8,000万円などという金額ではなくて、もっと使えるはずではないかという問題提起をしてきました。

いろいろ下水道課に行って教えてもらいましたら、実は、下水道事業債というのは、一本でやっているけれども、実際は公害防止事業債というのが9億4,000万円あって、それは制度の変更がなかったのだと。それから下水道事業債というのは、元利償還が8億1,804万6,000円しかなくて、その1割なので8,180万円だということがわかりました。

それで、上限いっぱい措置分を使っても、8,200万円弱だというのがわかったのですが、今後、予算のときと決算のとき、元利償還のその起債の種類別の金額も出すようにしていただきたいと思います。この間行ってわかったのは、公害防止事業債が約9億4,000万円、それから下水道事業債分が8億1,800万円なので、残りもまだ幾らか、別の種類の起債を

返しているということですね。それを、ですから、予算議会のとくと決算議会のとくとぐらいは、元利償還の内訳について、起債ごとに一覧表を出していただきたいと。

なぜこれをお願いするかというと、そのそれぞれについて交付税措置の考え方が違ってくるでしょう。やはり一般会計から下水道への繰り出し額が大きいので、私どもとしてはやはり交付税措置というその考え方が、どういうふうになっているのかというのを正確につかみたいので、そういう資料を予算、決算のとくとぐらいは出していただきたいということなのですけれどもいかがでしょうか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

今、藤原委員が言われた、いろいろな下水道の起債は、私もここにはちょっとデータあるのですけれども、かなりの資料といいますか、種類があるのです。

それで、その出し方について、予算書の中とか、資料ということでもいいのですね。例えばこういうふうな資料で、それがわかるような資料ということで、後ほどでよろしいのですか。

○藤原委員

もう最初から、予算書の中にとじ込んで出してほしいと。出ていなかったら、どうせ聞くだけの話ですから、二度手間になってしまうので、予算資料と決算資料のときには、元利償還ごとにその起債の種類を金額を資料で出すようにしていただきたいということです。

ですから、予算のときは、ことしはもうあれですから、予算については、予算の質疑が始まるときまでに、そういう資料を出していただきたいと。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

それはちょっと検討させてください。先ほども言いましたように、いろいろな種類があるものですから、うちの方もどの辺まで使っているかちょっと把握していないものも若干あるので、その辺ちょっと整理をしながらしておきますので、もう少し時間をください。

○藤原委員

ですから、時間はいっぱいあるので、出すのですね。例えば平成 20 年度予算の分については、20 年度の下水道の予算審議のときまでには出るでしょう。まだまだ先ですから。

○鈴木下水道課長

その点につきましては、財政当局、それからうちの課内で確認・検討をしたいと思います。お願いします。

○吉田委員

153 ページの関係で、一般会計でも伺いましたけれども、公債費の関係ですが、いわゆる補償金免除繰上償還金との関係ですが、これは、1 月 31 日の説明会のとくと示された数字と多分同じだろうと思いますが、合計して 6 億 8,348 万 1,000 円ということで記載されておいて、その軽減額については、同じようにその利息を 2%と見て、軽減額が示されている数値の 9,594 万 5,000 円ということで、軽減される額であると見てよろしいかどうか 1 点であります。

それから、もう一つは、表にも示されていたわけですが、平成 20 年度、21 年度分については、いわゆる予定額として、下水道の関係については対象金額が対象外であると

ということで、それには計上されることがないという見込みであると受けとめてよろしいでしょうか。

○鈴木下水道課長

2点ともそのとおりでございます。（「了解」の声あり）

○小嶋委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第24号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○小嶋委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第25号 平成19年度多賀城市水道事業会計補正予算（第3号）

○小嶋委員長

次に、議案第25号 平成19年度多賀城市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

- 収入支出一括説明

○小嶋委員長

関係部課長等から説明を求めます。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

それでは、165ページをお開き願いたいと思います。

平成19年度多賀城市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。

第2条第4号イ中、配水管改良事業7,540万4,000円のうち、900万円の工事費等を減額し、6,640万4,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。

予算第3条中に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をお願いするものでございます。

1款水道事業収益 5,155万 7,000円を減額し、20億 7,765万 8,000円とするもので、主なものは、土地売却に伴う特別利益の減額補正でございます。これはさきの2号補正において、新田浄水場汚泥処分用地 1,513.43平方メートルを、隣接する市の用地と合わせて売却した方が、土地の効果が上がると判断し、予算計上したものでありますが、現在発生する汚泥が、特別管理産業廃棄物に指定されていることから、汚泥処分地として活用していた経過をかんがみ、公的責任上、売却に当たり、土質調査を行っているもので、調査に時間を要し、年度内売却が不可能となったことから、今回減額補正をお願いするものでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用 1,324万 2,000円を減額し、19億 8,938万 7,000円とするものです。減額の主なものは、人件費、委託料等でございます。

次に、166ページをお開き願います。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額 4億 51万 5,000円を、1,130万円増額し 4億 1,181万 5,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,270万 3,000円を、42万 7,000円減額し 1,227万 6,000円に、当年度分損益勘定留保資金 2億 5,968万 1,000円を、38万 3,000円減額し 2億 5,929万 8,000円に、建設改良積立金 1億 2,813万 1,000円を、1,211万円増額し 1億 4,024万 1,000円に、水資源開発負担金 617万 4,000円を 735万 4,000円増額し、1,352万 8,000円に改めるものでございます。

次に、第5条は、債務負担行為でございます。

複数年の契約を行うため、予算第5条中に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

これに関連する資料といたしまして、177ページに債務負担行為に関する調書と、資料3の議案第25号関係資料、56ページに平成19年度債務負担行為補正内訳表を御参照願えればと思います。

次に、第6条は、企業債 1億 4,810万円の追加で、公的資金補償金免除繰上償還借換債でございます。

次に、168ページをお開き願いたいと思います。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

予算第9条第1号中、2億 2,905万 8,000円を 215万 4,000円減額し、2億 2,690万 4,000円に改めるものでございます。

次に、173ページをお開き願いたいと思います。

補正予算説明書の収益的収入及び支出でございます。

収入から御説明申し上げます。

1 款水道事業収益で 5,155 万 7,000 円の減額補正をお願いするものでございますが、主な内容については次のとおりでございます。

1 款 1 項営業収益で 1,320 万円の減額補正をお願いするものでございます。

1 目給水収益で 1,684 万 5,000 円の減額を行うものでございますが、水需要の減による減額補正でございます。

2 目加入金で 461 万 1,000 円の増額補正を行うものでございますが、口径 20 ミリでの申し込みが多くなったための増額補正でございます。

3 目受託工事収益で 42 万 8,000 円の減額は、修理件数の減によるものでございます。

次に、4 目その他営業収益の 53 万 8,000 円の減額は、工事申し込み件数の減によるものでございます。

次、2 項 4 目他会計負担金の 314 万 4,000 円の増額は、料金システム導入等に伴う下水道会計からの負担金でございます。

3 項 1 目固定資産売却益の 4,150 万 1,000 円の減額補正です。これは新田浄水場汚泥処分用地の売却収益でございます。土質調査に時間を要するため、年度内売却の見通しが立たないことによる減額補正でございます。

次に、支出について御説明申し上げます。

1 款水道事業費用で 1,324 万 2,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

1 項 2 目配水費で 230 万円の減額補正でございますが、路面復旧費で公道内配水管の修理件数の減によるものでございます。

5 目業務費で 729 万 3,000 円の減額補正でございますが、委託料のマッピングシステムで 514 万 5,000 円、賃借料の水道料金システム借上料で 214 万 8,000 円は執行残でございます。

6 目総係費で 335 万 4,000 円の減額補正でございます。給料で 143 万円、手当で 22 万 9,000 円、法定福利費で 49 万 5,000 円の減額でございますが、人件費 1 名、3 カ月分の減によるものでございます。

負担金で 120 万円の減額でございますが、料金システム導入に伴い、市役所電算負担金の支払い減によるものでございます。

7 目減価償却費の減額 119 万 6,000 円は確定によるものでございます。

8 目資産減耗費の 81 万 3,000 円につきましては、1 件分の固定資産除却費を増額補正するものでございます。

2 項 2 目消費税及び地方消費税 8 万 8,000 円は、預かり消費税の増加によるもので、消費税として納付するものでございます。

次に、175 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

収入から御説明申し上げます。

1 款資本的収入で 1 億 3,515 万 4,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

1 款 1 項 2 目借換債で 1 億 4,810 万円の増額補正でございますが、公的資金補償金免除繰上償還に伴う平成 19 年度借換債の分でございます。

3 項 1 目水資源開発負担金で 735 万 4,000 円の増額補正でございますが、開発行為者の増加によるものでございます。

4 項 1 目有形固定資産売却代金で 2,060 万円の減額補正でございますが、先ほど収益的収入の部で申し上げた新田浄水場汚泥処分用地の、今年度中の売却見込みが立たないことによる減額補正でございます。

5 項 1 目工事負担金で 30 万円の増額補正は、ガス局との共同埋設工事による負担金でございます。

次に、支出でございますが、1 款 1 項 2 目配水管改良事業費で 900 万円の減額補正でございますが、委託料で 100 万円、工事費で 800 万円は、契約実績による執行残でございます。

2 項 1 目企業債償還金で 1 億 4,810 万円は、先ほど収入で御説明した借換債元金返済のための増額補正でございます。

以上で説明を終わります。

○小嶋委員長

以上で説明を終わります。

● 収入支出一括質疑

○小嶋委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

○柳原委員

まず、資料を提出していただきましてありがとうございました。

マッピングシステムについてちょっとお尋ねしたいのですが、12 月の議会でもマッピングシステム 4,200 万円を経費に計上して、その年度の支出としたということも問題にいたしましたけれども、今でもこの会計方式は正しかったと認識しておられますでしょうか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

正しいかということでございますので、正しいということで回答させていただきます。

○柳原委員

それでは、マッピングシステムの耐用年数は何年になっていますでしょうか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

マッピングシステムにつきましては、うちの方でハード、機械は購入いたしません。全部リースでやりますので、耐用年数には入れてはございません。

○柳原委員

耐用年数には入っていないというお答えなのですが、ということは、耐用年数は1年だけということなのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

1年とか何年ということではなくて、もともとこのマッピングシステムにつきましては、プログラム関係に係る経費と、それに注ぎ込む、要するにデータを使えるだけにする能力費が主なものなのです。それで、ハード的なもの、先ほども申し上げましたけれども、ハード的な機械、コンピューター関係についてはリースとすることなのですから、資産として計上できないために、減価償却はしていないということでございます。

○柳原委員

ハードの方はリースということですが、私の考えですと、マッピングシステムのデータは市のものでありますから、例えばそれをフロッピーとか何かに移した場合は、それはソフトウェアというふうに考えられるのではないのでしょうか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

確かに入れたフロッピーについては、ソフトウェアでございます。それもソフトウェアに入れたから、それが未来永劫使えるものの場合もありますし、その年度で終わるものもございます。

というのは、全体的に多賀城市内の管網図は全部すべてそのフロッピーに入れて、工事すればふえる、あと、その部分を入れかえなどしたり、あとなくなったりすれば、それはその部分で終わってしまうというようなことですから、結果的に継続性のあるようなもの、ないようなものだということで、ソフトについては減価償却の資産の中には加えておりません。

○柳原委員

今、ソフトは減価償却の資産に加えていないというお答えだったのですが、先ほど出していただいた資料に、いろいろなものの耐用年数を書いた表があるわけなのですが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令というものの、別表の第3という資料を出していただいたのですが、この中に、ソフトウェアという項目が入っておるわけですが、私はマッピングシステムはこのソフトウェアに該当するのではないかと、その点はいかがでしょうか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

午前中に柳原委員の方から、コピーをとって皆さんに配付した資料に基づいて御説明申し上げますが、減価償却資産の耐用年数表の別表3につきましては、地方公営企業法ではなくて、法人税法の適用を受けるための無形固定資産関係の耐用年数表でございます。我々の、このいっぱいある部分ですが、別表の2の3枚ページつづりになっている部分ですが、ここの中に、これは地方公営企業法を適用するものが利用するものなのですが、ここの中には、ソフトウェアは含んでございませんので、それらに基づいて適切に、資産として見ないということでやっております。

あと、ついでするので、天明先生、要するに多賀城市の行財政経営アドバイザーである天明先生、この方は公認会計士の方でございます。我々も以前から藤原委員初め、支出がおかしいのではないかと、天明先生にもいろいろ御相談を申し上げており



ました。そこにつきましては、新たな、これ、1 ページ目をちょっと見ていただければわかるのですが、「過去の紙ベースでデータを電子化する委託費については、電子化されたデータに資産性があるかどうか問われると。電子化により新たな機能がつけ加えられるのであれば、資産性が認められ、資本的支出の予算として計上することは可能である」と、裏面です。「しかし」、今、多賀城市で頼もうとしているのは、「今後の作業の利便性が多少高まる程度であれば、資本的支出としては認めることはできないだろう」というようなこともございまして、それらを踏まえて、もちろん資産として地方公営企業法上ではできないものですから、それは外したと。あと、先ほど来言っているように、ハード的な面については、リースでやっておりまして、買い取りでございませぬというような趣旨から、資産として入れていないというようなこととございます。

#### ○柳原委員

ちょっと説明が足りなかったと思うのですが、まず、この3枚つづりの方が公営企業施行規則の方なのですが、これの方には確かにソフトウェアは載ってございませぬ。ですが、この一番最後の注のところに、「本表に掲げられていない無形固定資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第3に規定する耐用年数によるものとする」と書いてございませぬので、私はこの別表3の方も一緒に出していただいたわけとございます。

ですから、先ほどのこちらの3枚つづりの方の資料に載っていないから、それは資産ではないというのは、ちょっとおかしいのではないかとと思うのと、あと、もう1点、天明先生の、「新たな機能がつけ加えられるのであれば、資産性が認められる」という点ですが、例えば車が古くなったので、同じ車種に買いかえた。この場合は新たな機能がつけ加えられるわけではないので、これは資産ではないと、あるいは机を買いかえた。これも機能がふえるのではないから、これは資産ではないと。これはそういうふうな意味にもとれるのではないのでしょうか。

#### ○中村上水道部次長(兼)管理課長

今の車の話がちょっと出たのですが、車を買いかえる場合には、今までの資産を除却するなり売却するなりしてなくなるわけですね。新しく買うものに関しては、資産としてこの耐用年数表にもありますように、車両であれば5年か6年ですか、というふうなことで、新たにカウントできます。

ただ、今言われたように、ソフトウェアについては、この地方公営企業法上ではないということで、新たに一緒にハード面と一緒に購入したのであれば、それも含めて資産として計上はできると思うのですが、今のところこの規定を適用して、天明先生の方にもお話を伺って、最終的にこれは資産に該当しないということで、確信を持っております。

#### ○藤原委員

ちょっと教えてもらいたいのなのですが、地方公営企業法の規則の別表第3の一番最後にあるところ、皆さん方は専門家ですからお聞きしますが、先ほど柳原委員が指摘したこの別表第3の、無形固定資産の耐用年数の中にあるものについて、どういうふうに考えるべきなのかと。読み上げますと、「本表に掲げられていない無形固定資産の耐用年数は、本表に規定する耐用年数に準じた耐用年数または減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第3に規定する耐用年数によるものとする」というふうに書いています。

それで、教えていただきたいのですが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第3というのは一体何なのかということなのですが。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

別表3というのは、藤原委員の言うように、これが該当すると思います。

ただ、私、先ほどから言っているのは、ソフトウェアについても、これらについて1年で、場合によっては使い物にならないものも出てくるということで、単年度の費用で持っていくというような形で考えております。

○藤原委員

つまり、「その別表の第3にないものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第3による」というのは、認めるわけですね。それは。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

この、何というのですか、4,054ページの、別表第3については、無形固定資産の耐用年数がございます。注意として、「本表にない部分については、省令第3条に規定する耐用年数によるものとする」ということで、それは間違いない事実だと思います。

ただ、私が今申し上げたのは、（「それだけでいいのです」の声あり）

○藤原委員

認めたわけですね。それが大事なのです。ですから、財務省令では、ソフトウェアは、ソフトをつくって、それをコピーして売ることを業としているものは3年、そのソフトウェアは3年、それから、それ以外の、例えばソフトを買って事業をやるときには、5年というふうになっているのです。これは省令なのです。財務省令なのです。

それでお伺いしますが、耐用年数というのは、公認会計士やそれから会社や、事業主が勝手に解釈できるものなのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

その辺の言っているあれがちょっとわからないのですが、勝手に変えるということではできません。

○藤原委員

勝手に定められるのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

そこまでちょっと私も、勉強不足でわかりませんが、通常はこれに類する範囲内で、適宜やらざるを得ない部分も出てくるかと思えます。

○藤原委員

やらざるを得ない部分もあるということは、そうでなくできるという意味ですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

そこまではちょっと私も、突っ込まれるとちょっと、済みません。

○藤原委員

要するに、わからないのでしょうか、あなた。わからない。ですけれども、できないのですよ、それは。なぜできないのか、今から私が解説しますから。いいですか。

法人会計の場合には、その法人が商売をして、売り上げが出ますね。費用がありますね。それぞれの会社が勝手にその機械だとか家屋だとか、いろいろな償却資産を勝手に耐用年数を決めたらどうなります。黒字が出たときには、減価償却をばあーともう、ことしは黒字が出たから、減価償却一気にやっつけてしまえとか、簡単に黒字隠しができるのです。会社がそれをそれぞれやるのが認められていれば、会社は幾らでも黒字隠しをできるようになるのです。

そうになったら無秩序になってしまうでしょう。ですから、これは財務省令のその無形固定資産のところだけなのだけれども、非常に細かく耐用年数というのは一々決まっています。建物もそうですし、それから機械類もそうだし、それから石とか馬とか、柿の木だとか、梅の木だとか、そういうものまで一々財務省令で決めているのです。

それはなぜかという、勝手に耐用年数決められて、勝手に申告されたら、黒字隠しになってしまうから、ですから財務省令が皆決めているのです。

ですけれども、この財務省令に書いていないこともあるわけです。中には。そういうときはどうするかと。そういうときには、当該の税務署に、会社は、当該税務署長の確認をとって、この今度新しく取得した資産は、財務省令にはないのだけれども、当該の税務署長と確認をした上で減価償却をやるということになっているのですよ。

なぜそういうふうにするのか、これは何回も言うのですけれども、一律の基準を政府がつくらなかったら、会計処理が無秩序になってしまうのです。ですから決めているのです。決めていないものは税務署の確認をとることになっているのです。

ところが、地方公営企業は納税の義務がないから、税務署には申告しないわけです。民間企業は税務署でそういうのを全部チェックして、「あなたこれだめですよ、耐用年数2年なのですから、2年にしなさい」というふうにやられるのです。地方公営企業は、税務署に申告の届け出義務がないから、チェックするところはどこかと。議会と監査だけになってしまうのです。

その地方公営企業の、これは地方公営企業で長年仕事をやってきた方が、政府が決めた耐用年数を守らなくともよいみたいなそういう認識でいるというのは、これは私は大変な問題だと思うのです。耐用年数というのはそういうものでしょう、違いますか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

私、そういうふうなつもりで申し上げたつもりはございません。

というのは、あくまでもこのソフトウェアについては、資産性のない、例えば先ほども言ったように、ことしでだめになる部分もある、またずうっと引っ張る部分もあるということで、今まで紙で持っていたデータを、ソフトに移しかえただけの資産だということでございます。そのために、資産として計上しないということでやっております。

○藤原委員

ですから、耐用年数については認めるでしょう。耐用年数の考え方については、あなた方がなぜ償却資産に計上しなかったかというのは、私は本当は理由はわかっているのです。ですけれども、耐用年数というのはそういうものなのだと。それぞれの事業所が勝手に耐用年数を決められるものではないのだと。それは政府が決めるものなのだと。そして、耐

用年数表にないものについては、民間企業では税務署、そして地方公営企業法の規則にないものについては、この法人税法関係法令の財務省令によるのだというふうに、わざわざそれはもうあなたは認めたから、耐用年数というのはそういうものなのだと、まずこまで。

今度のマッピングシステムがその償却資産に該当するかどうかというのは、次の議論で私はやりますから、耐用年数というのはそういうものなのだとということで、まずいいですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

耐用年数については、そのとおりだと私も認識しております。

○藤原委員

それで、私疑問なのは、今度マッピングシステムの話ですよ。普通ですよ、多賀城市の水道部のデータを提供して、要するに今まで紙であったものを、ある業者に提供をして、そしてシステムをつくってもらったわけですね。ですから、そうやってつくるのに 4,200 万円かかったのでしょうか。そのシステムをつくるのに、できたものについていろいろ加除を加えなければならないというのは、それは当然の話です。ですけども、基本的なシステムに 4,200 万円かかったわけです。システムの基本的な枠組みをつくるのに。それで、そこから先のいろいろなその加えたり、除いたりというのについては、これは毎年、毎年の維持費といいますか、メンテナンスというか、回転資金というか、違いますね、回転資金ではない。要するに、運転資金というか、それは維持費ですよ。

ですけども、基本的な枠組みをつくるのに 4,200 万円かかったわけです。それがなぜ、私はなぜ償却資産にあなた方がしていないかというのは、理由わかっているのです。それは、できたシステムは水道部のものではないでしょう。だからですよ。4,200 万円もかけてつくったシステムが、つくった会社のものになっているのです。だからでしょう。だから 4,200 万円もかけてシステムをつくったわけです。ところが、いざ使う段になったら、それは相手の会社のものだから、つくったものは、システムは。だから、使う段になったら、今度は使用料がかかってくるわけです。こんなばかな経理がありますか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

構築システムにつきましては、確かに各システムの著作権については、開発元に属しています。

ただ、我々については、使用権を買い取るというような形で、実際に 4,200 万円かかったわけではないのでございますが、そのうちのプログラムの作成料等とか、それらについては約全体経費の 35%、あとの 65%については、労力費、それにソフトをつくるために資料を打ち込む労力費が 65%でございますので、あくまでも使用権だけの感じでの、うちの方の権利としては使用権だけだということでございます。

○藤原委員

いや、私、資料 3 の 56 ページを見てびっくりしたのです。パソコン借上料、変更前の限度額が 2,647 万 9,000 円、そしてそれが 3,683 万 7,000 円になっていると。その理由は何かと。マッピングシステム借上料です。4,200 万円もお金をかけてつくったものを、使う段になったら、1,000 万円、今度は使用料を取られるということです。一体どういう契約をやっているのか。4,200 万円もかけてシステムをつくったのだったら、著作権も使用権も水道部のものにして、あとの維持補修というか、メンテナンスというか、それをその

会社に支払うというのが当然ではないかと。なぜ 4,200 万円もかけてシステムをつかって、今度は使う段になったら、借上料になるのかと。

私が去年の予算議会からずうっと取り上げているのだけれども、あなた方はいろいろ変な答弁をしてきました。ですけれども、真相は何だったのかと。自分の資産ではないから、償却しようがないのですよ、これは。そうでしょう。なぜそういうふうにならなかったのですか。私は、4,200 万円もお金をかけてつくるのですから、当然それは水道部の資産だと思っていました。水道部の資産だと思っていたから、これは償却資産ですよと言っていたのです。ですけれどもあなた方の財産ではなかったわけです。4,200 万円もかけてつくったシステムが。自分の財産ではないので、償却資産じゃないのは当たり前です。

ですから、「これは私どもの財産ではありません」と、私に一言言ってもらえば、私はすぐ理解しましたよ。ただ、なぜ 4,200 万円もかけてつくった財産が、水道部のものにならないのかというのは、これまた別な問題で、もっと大きな問題になってくるのですけれども。おかしくありませんか。

私、だからきのう聞いたのです、外郭南門の委託のことを。外郭南門の CG を委託した。そして著作権はだれにあるのかと。既に 10 年前にそういう経験をやっているわけです。これは 4,200 万円も金をかけて、その会社に寄附したようなものだと思っています。所有権も著作権も水道部に置かないというのは。それで利用権ありますなどと胸を張っているけれども、1,000 万円の使用料を払わなければならない羽目になったわけでしょう。こんな契約はないのではないですか。

○小嶋委員長

ここで休憩いたします。再開は 20 分です。

午後 2 時 08 分 休憩

---

午後 2 時 20 分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

先ほどはどうぞ大変失礼いたしました。

資料 3 の 56 ページについて御説明申し上げます。ここで内訳としてマッピングシステム借上料 1,035 万 8,000 円とございますが、これはパソコン 5 台、サーバー 1 台、それらに類する機器類の借上料と、年間の保守点検料とございまして、この金額は 5 年分の金額を上げてございます。ですから、平成 20 年度から 24 年度までの 5 カ年分で 1,035 万 8,000 円とございます。これを単年に割りますと、高い年で 210 万円とございます。機械の借上料と保守点検料ということで、5 年分で計上されておりますので、申し添えます。

あと、もう 1 点でございますが、先ほど、導入した関係について、メーカーが開発した汎用ソフトを使用させていただくものと、あと、それらに伴うデータを入れた部分での金額ということでございます。

○藤原委員

私はここで、一つまずはっきりさせなければいけないのは、そのアドバイザーが言っていること、あなた方はその所有権がないのだと。所有権がないという話を、今まで一切してこなかったですから、マッピングシステムについて。一切してこなかったのです。ですから、私はあるものだという前提で言っていたのですけれども、所有権があるとすれば、これは仮定の話ですけれども、所有権があるとすれば、この天明氏が言っていることは成り立たないでしょう。「新たな機能がつけ加えられるのであれば、資産性が認められ、資本的支出の予算として計上することは可能である。しかし、今後の作業利便性が多少高まる程度であれば、資本的支出と認めることは難しいであろう」と。こんなことはあり得ないと。なぜなら、耐用年数が2年以上のものはすべて償却資産なのです。これは政府が決めているのです。1公認会計士が決める問題ではないです、こういうことは。

ですから、先ほど認めたように、ソフトは自分の資産である限りは、普通の場合5年なのです。ですから償却資産になるのです。役に立つからとか、役に立たないからとか、新たな機能がつけ加えられるとか、つけ加えられないとか、そういうことは関係ないのだと。

では、なぜ私がこれを強調するかというと、公営企業は、会計原則に継続性の原則というのがあります。むやみに会計処理基準を変えてはだめだというのがあります。ですから、これはこれで、これは間違っているのだと、天明氏のこの見解は間違っているのだということを、はっきりさせておかないと、私は将来に禍根を残すと思っているので聞いているのです。耐用年数は、政府が決めるものであり、耐用年数2年以上のものは償却資産なのだ。

ですから、何回も例を挙げていますが、陶器類、コップのたぐいまで耐用年数2年と決まっていますから、地方公営企業法の4,052ページの真ん中辺、「食事または厨房用品、陶磁器製またはガラス製のものは2年」、こういうことまで地方公営企業法の規則で決まっています。念のために言うと、法人税法の方でも、そういうものは2年というふうに決まっています。

ですから、耐用年数2年以上のものはすべて償却資産なのです。役に立つとか役に立たないとか、そういう概念はないのです。ですから、この天明氏の見解は誤りなのだということを、あなた方の相談の仕方が悪かったのだということで、はっきりとこれは認めてください。どうですか。

#### ○中村上水道部次長(兼)管理課長

その天明先生が誤っているとかではなくて、今、藤原委員が言われたように、確かに固定資産としてカウントできるものというのは、今、うちの方の会計規定で言えば、20万円以上のもので、各耐用年数が1年以上のものを固定資産として扱うというのがございます。（「2年以上でしょう」の声あり）1年以上です。（「1年以上」の声あり）1年以上の（「超えるという意味なの」の声あり）超えると、それで20万円以上のものという一つのくりがございまして。それでもって今、備品か備品でないかということで管理をしております。

ただ、先ほど言われた、天明先生がどうのこうのと言われると、私も天明先生にかなり申しわけなく思いますので、その辺は天明先生が、我々が言ったような内容で、ソフトウェアだから、その辺については資産にならないだろうということの範疇で考えております。

#### ○藤原委員

いいですか、この部分は、一般質問に対して市長が回答した部分なのです。それは、あなた方がそう思っているということです。まず、自分たちの見解は改まったのですか。自分の資産である以上は、政府が決めている耐用年数に基づいて償却資産として扱わなければ

いけないのだと。新たな機能がつけ加えられるとか、便利になるとか、そういうことは耐用年数に関係ないのだと。耐用年数というのは政府が決めるものなのだ。まあちょっとこれが間違いだというのは、ちょっとはばかりあるかもしれないけれども、まず自分たちの、市長の答弁、あの12月議会での柳原委員に対する市長の答弁は、間違っていたということをお認めのかどうかです、まず。自分たちの資産であるとすればですよ。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

私は間違いだと思っております。というのは、先ほど来申し上げているように、これはあくまでもうちの方では使用権を買い取って、それに伴ういろいろのデータを入れてもらって、それを機械的なものについてはリースにしますと。ただしソフト面については、1年1年更新になるので、何ら紙と電子化されたデータも変わらないというふうな解釈を持っておりますので、私は間違っているとは思っておりません。

○藤原委員

ですから、それはあなた方はこのシステムが自分の資産でないということを、今まで答えてこなかったのです。でしょう。このシステムは自分たちの財産ではないと言ってこなかった。だから4,200万円も金を出すのだから、自分の財産になると思って、私は償却資産にしろさいと言ってきたのです。

ですから、自分の財産だったら償却資産になるでしょう、これは間違いなく。自分の財産だったら。そういうことを聞いているのです、私は。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

では、参事の方から。

○櫻井管理課参事

藤原委員の方にそういった誤解を招くような答弁があったかもしれませんが、私どもが当初から申し上げていましたのは、今回のマッピングシステムについては、導入に当たった費用でございます。いわゆるメーカーがシステムを開発して、そしてそれを汎用的なソフト、それらをうちの方のデータをそちらに入れるというような今回の内容のマッピングシステムであって、それらについては、機械などについては、初めからリースで、賃借料でやりますと。ですから、一時的な使用、当該年度に発生する費用だということでございます。

使用権についてソフトメーカーなり今回の業者の方が、自分たちの会社でつくって、汎用品として出したソフト、そのデータの中にうちの方のデータを入れる作業と、そういった導入するための費用ということで御説明させていただいたと思っておりますけれども、誤解を招いた表現があったかどうか分かりませんが、そういうことでございます。

○藤原委員

いや、ですから、私は、問題を二つに分けて今提起しているのです。いいですか、自分の財産だった場合には、そのシステムが自分の財産になる場合だったら、それは当然償却資産でしょうと。役に立つとか、役に立たないとか、そういうことは関係ないでしょうと、耐用年数には。こんな、新たな機能がつけ加えられるとか、つけ加えられなければとか、こういう変なことが出てくるから、わけがわからなくなっているのです。

核心は何かと、自分の財産なのか、他人の財産なのかですよ。自分の財産だったら、当然ソフトは償却資産になるでしょう。役に立つとか立たないとか、新たな機能がつけ加えら

れるとか、つけ加えられないとか、それは関係ないでしょう。政府が決めているのですから、耐用年数は。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

機械を買い上げて、なおかつそれと一緒にあれば、資産として計上できます。

○藤原委員

耐用年数ですよ、なぜ機械とソフトに分けているか。それは所有権がそれぞれ別だからですよ。だから、機械はリースでも、ソフトは所有権がある場合があるのです。認めるでしょう。ですからわざわざ政府が分けているのです。だから機械がリースだったから、ソフトも全部リースになるのだという、そんなばかな話はないでしょう。それは契約の仕方なのです。余り問題をごちゃまぜにしないで、機械がリースであっても、ソフトは購入する場合があるのだと。ソフトが自分の所持品だったら、それは償却資産でしょう。役に立つとか立たないとかというのは関係ないでしょう。新たな機能がつけ加えられるとか、つけ加えられないとかは関係ないでしょう。それは政府が決めているのでしょう。ソフトが自分の財産の場合。

これは今後のことがあるので、基準をはっきりさせましょうと言っているのです、私は。まず一つは。マッピングシステムは後段で論議しますから。私は一般論として今言っているのです。一般論として。なぜ答弁できないのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

先ほど来からお話ししている、確かに法人税法云々で、ソフトウェアについては3年というふうにございます。ございますが、先ほど来から言っているように、そのものがあくまでも長く使えないものだというような観点から、資産に入れないということでございます。

○藤原委員

ということは、多賀城市の水道部の見解は、耐用年数を勝手に決めてもいいのだという見解なのですか、市長。管理者。

○小嶋委員長

ちょっと議事進行が混乱しておりますので、暫時休憩します。

午後2時35分 休憩

---

午後2時46分 開議

○小嶋委員長

それでは再開いたします。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

この件について、櫻井参事の方から回答申し上げます。

○櫻井管理課参事



今、藤原委員の方からお話がありましたように、今回の導入に当たってのそのソフトを開発した著作権というものは、メーカーの方にございます。うちの方の財産ではございません。

ただし、それを使用するに当たっての使用権を、今回、導入に当たって買い取ったという内容で、そして、今回のマッピングシステム配水管管網図でございますけれども、これらに係る内容なのですけれども、これらについては、うちの方の今の全体の配水管とか、給水装置台帳、そういったもののデータを移し込む、その作業の人件費と、そういったものが今回の導入経費ということになってございます。

○藤原委員

私、そこの議論までまだ行っていません。今後のこともあるので私は聞いているのです。一般論としては、今回は自分のものではないから、償却資産に、資産ではないでしょう、自分のものではないから。ですけれども、一般的にはソフトを所持した場合には、それは無条件に、その政府の基準で償却資産になるのだと、それは認めるのですねということ先ほどから言っているのです。役に立つとか立たないとか、新たな利便性が増殖するとか、そういうことは関係ないのだと。自分の持ち物である以上は、それは償却資産になって、政府の基準に従って償却をするのだと。それは一般論としていいですねということ先ほどから言っているのですけれども。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

自分の財産であれば、減価償却いたします。

○藤原委員

それを聞きたかったのです。ですから、役に立つとか立たないとかは関係ないのです。なぜこういう回答が出てきたか私わかりませんから、ずうっと聞いていたのですけれども。

それで、次の論点、私は、そのマッピングシステムというのは、実は契約では、私どもの財産になりませんので、償却資産でないのですと一言言ってもらえば、すぐわかりますよ、私は。いつ契約して、どういう中身で契約をされているのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

契約年月日についてはちょっと不明な部分があるのですが、契約の内容等について、櫻井参事の方から説明させます。

○櫻井管理課参事

契約の内容ですけれども、今現在紙ベースで持っている配水管網図、あと、それと給水装置の申し込み、それらに伴う台帳なのですけれども、これは人口規模等によって、その人件費等、そういったものが決まってくるけれども、戸数的には2万 1,580戸の給水台帳の打ち込み、あと、配水池箇所3カ所、あと配水の系統図、あと管路延長につきましては、現在持っている多賀城市の配水管の220キロメートル、あと配水管に附属しております空気弁とか仕切り弁というものがございますけれども、それらの箇所数が3,500カ所、そういったものをデータとして落とし込む作業の内容となっております。よろしいでしょうか。

○藤原委員

何月ごろだったかわからないですか。要するに、自分の財産ではないのだというように一言言ってもらえば、私わかったのです。こんな面倒くさい議論をしなくて済んだのです。柳原委員が一般質問でしなくとも済んだのです。自分の財産でないのだと。

4,200万円かけてつくるのだけれども、それは相手のつくった会社のものなのだというのは、どの時点ではっきりしてたのですか。私は何だか、ごまかすと言うと、ちょっと言葉は悪いのですけれども、それをカムフラージュするために天明先生に聞いたり何かしてきたのではないかという気がするわけです。一言そういうふうに言ってもらえば、私すぐわかったのですけれども。自分の財産ではないのだから、償却しようがないのだと、それはいつの時点でわかっていたのですか。

○櫻井管理課参事

これは天明先生の方に御相談申し上げる際も、御相談申し上げた日にちが、ちょっとここには書いていないですけれども、最初からハードについてはリース、それからソフトについては使用をするのですというような内容で御説明は申し上げておりました。

ですから、私どもの言葉の中で、ちょっと誤解を招いているのかもしれませんが、その導入に当たっての経費ということで、今の部分についてお話を上げていたのですけれども、使用権、そういったものを最初から御説明申し上げれば、御理解いただけたのかということで思っております。

○藤原委員

最初から自分たちの財産にはならないのだという認識はあったという意味ですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

でしたら、なぜその時点で言わないわけですか。こんなむだな議論をしなくとも済んだのですよ、1年間。償却しなさいと言っているということは、償却資産だろうと思って言っているということですよ。1年間その議論をやってきたのです。償却資産ではないと、自分たちの資産ではないのだと、自分たちの財産ではないのだと、だから償却できないのですと言えばいいことでしょう。それを役に立つとか立たないとか、そんなごまかしをやって。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

その件については、この場をおかりいたしまして、申しわけございませんでした。

我々もいろいろそういうふうなつもりでお話ししたつもりはなかったのですが、その辺、申しわけなく思っております。

あと、先ほど、契約年月日がということでお話しあったのですが、10月22日に契約を結んでおります。平成19年10月22日です。

○藤原委員

ちょっとますますわからなくなってきましたね。いいですか。去年の予算委員会で私は問題にしました。決算でも問題にしました。こういう会計処理はすべきでないかという問題提起をしていたということはずまり、そして契約が10月22日で、なぜそういう契約になってしまうのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

この件につきましては、平成 18 年度のときには、1 年できなくて、延ばした経過がございます。それで 19 年度に持ち越しして、19 年度新たにスタートするということでございましたので、よろしく願いいたします。

○藤原委員

ちょっと、私もう質問する元気がなくなってきたのですけれども、だって予算のときに聞いて、決算のときに聞いて、そういう処理をすべきでないかと言っているということは、所有権も当然自分たちの財産にすべきだという前提で私言っているわけです。それで、「検討します」というようなことも言っているのですよ、皆さん方は。なぜこういう契約になってしまうのですか。

私は、4,200 万円かけたのだから、私は著作権も使用权も両方とも当てはめられると思います。10 年前の外郭南門も著作権は半々だと言っているでしょう。そして、私は、著作権を放棄することもあり得ると思うのです。場合によっては。そのかわり値切ると。4,200 万円を 3,000 万円にしるとか値切ると、そのかわり。それもあり得ると思うのです。言いなりになって、金は出す、著作権は向こう、使う段になったら金というのは、やはりおかしいのではないかと。私はやはり今回の処理の仕方としては、著作権も利用権も当然、基本的なその枠組みについては多賀城の財産にして、そしてメンテナンスというか、それについて業者に払うと。そして取得価格については、耐用年数の 5 年に応じて減価償却をすると、これが私はまともな企業の減価償却の仕方だと思うのですけれども。予算で 4,200 万円と出ているのですから、これは取得価格なのです。システムについての。そう思いませんか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

私はそうは思いません。というのは、先ほど来から言っているように、うちの財産でないものに対して、資産ということで上げるわけにはいかないだろうということで、確かに今までいろいろ議会で、委員会でも問題になっていた部分について、藤原委員が言っていた部分と私が受け取っていた部分が、うまくキャッチボールできなかった部分は多々あるかと思いますが、今、我々の企業会計として申し上げられることは、今まで申し上げた内容でございますので、それを今から資産にするとかということは、考えはございません。

○藤原委員

いや、もう、これは相手方との契約ですから、それは今さら戻せないでしょう。それは私もわかります。ただ、私は、去年の予算議会のときからずっと問題にしているのです。にもかかわらず、検討するそぶりを見せたりしながらも、結局契約が 10 月 22 日なのですけれども、そういう契約をしてしまったということでしょう。私は非常に不本意ですね。これは決算のときに監査の見解も聞きたいと思います。決算のときに、皆さん方はこのまま決算するということですね。ですから監査の意見も私は決算のときに聞きたいと思います。

ただ、所有権がどうあろうと、私は所有権も、著作権、利用権、所有権、私はやはり市のものにすべきだったと。4,200 万円も払っているのですから。データだって皆、市のものです。それを契約にきちんと入れてさえすればよかったです。もし著作権を放棄するのだったら、値切るべきだったのです、契約を。そういうこともしなかったというのは、やはり私は納得できません。

それから、システムが相手の会社のものなのか、自分のものなのかは別にして、開発費等については、どういうふうなことを公営企業の経理の手引きに書いているかと。今から読み上げますから。「試験・研究費、開発費は、ある年度において一括現金支出しても、その効果は次年度以降にも及ぶものなので、その年度のみ費用とせず、残存効果に相当する部分を次年度以降に繰り延べ、一定期間の費用として毎年償却の形で割り当てていく」と、はっきり書いています。そういうふうに。

ですから、所有権が相手のものになろうと、自分のものになろうと、そういう開発費というのは耐用年数に応じて処理すべきものなのだと、あなた方の教科書にきちんと書いています。

ですから、私はその点からいっても、今度のことはおかしかったと思います。居直っていますけれども。まあこの点はいいです。

それから、最後に……、何かあるようですよ。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

確かに藤原委員の言うように、研究・開発費については、経理の手引き等については、繰り延べということで、5年に延ばすことはできる規定はございます。

ただ、それらについては、可能な限り単年度の費用化、つまり利益が出たからこれをやるということ、そういうことでなくて、可能な限り単年度で処理すべきだということで、うたわれておるといって、それらに基づいて今はやっているということでございます。

例えば、試験・研究費、こういうようなものは新たに開発するとかという場合であれば、ある程度5年分に費用を繰り延べることはできるのですが、これはなるべくやらないで、費用化先延ばしをするということはないで、保守主義の原則、まあ安全性の原則ということで、常日ごろの経営に影響が出ないような形で、すうっと持っていきましょうというようなシステムから、今回も繰り延べ資産にしなかったという理由でございますので、以上でございます。

○藤原委員

私、やめようと思っていたのですが、まだそういうふうに言うと、言わざるを得ないので。それは、手引きの何ページに書いてあるのですか。私のはそんなに古い本ではないのです。平成18年8月に出た本です。32ページ、どこにそんなことが書いてあるのですか。

そして、企業会計の会計原則の中に、期間損益計算というのがあります。期間損益計算。そもそも減価償却というのはそういうことでしょう。あなたが言っていることをそのままやったら、公営企業会計が際限なく一般会計化するのです。あなたが言ったとおりやっていたら。保守主義の原則というのは最後の原則なのであって、まず最初に、企業会計の原則があるのですよ、最初に。だから減価償却するのでしょうか。あなたの話だったら、減価償却することも決まっているけれども、できるだけ1年で払った方がいいと言っているのと同じですよ。費用収益対応の原則、そういうのがあります。そういうのが先に来るのです。まともな公営企業会計のやり方をやって、あと最終段階でいろいろ選択肢があるときに、保守主義の原則とか何とかというのを適用するものなのです。

ですから、先ほどの、できるだけ1年で払った方がいいというのは、どこに出てくるのですか。あるいは通達があったらちょっと示してください。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

それでは、櫻井参事の方から回答申し上げます。

○櫻井管理課参事

繰り延べ償還の関係につきましても、天明先生のこの回答の中で討議はさせていただきました。

ただ、今回、先ほど来から何回も申し上げましたとおり、今回のソフトウェアにつきましては、開発メーカーが開発したものであり、みずから自分たちのところで開発したわけではございませんので、そういった意味で一時的な使用、仕様の内容で導入ということで申し上げますところでございます。

○藤原委員

がっかりしたのですが、4,200万円金を払って、1年しか使われないというばかな話はないでしょう。あなた方はむだ遣いをやったことになりますよ。紙のままだったら全然金がかからなかったのです。紙のままだったら、4,200万円もシステムつくって、1年間しか使われないというばかな話はないでしょう。

ですから先ほど言った、所有権についてはいろいろあるけれども、所有権がいろいろあったとしても、開発費の場合はそういうふうな経理もするものなのだと。それが企業会計なのです。

天明、天明と言うけれども、もう崩れたのですから、彼が言うことは、大体財務省令を無視して言っているのですから、彼は。だから私は前段にしつこく聞いたのです。耐用年数はだれが決めるのだと。公認会計士が決めるのかと。違うでしょう。政府が決めるのですよ。ですから、この段になって、天明をもう言うのはやめなさい。ですから、天明氏しか持ち出せなかったということは、根拠がないということでしょう、つまり。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

今、天明先生の話がたびたび出てくるわけですが、天明先生が悪いわけがありません。ただ、我々はありのままにお話をして、だれが耐用年数を決めたということは、それは言わないでほしいと思います。

ただ、今までは我々も、何というのですか、紙データから、何回もくどののですが、紙データから電子関係にしたということだけで、資産的なものはないと。例えば紙でも、毎年、毎年更新というのが出てくる、電子ベースにしたときもやはり修正というのが出てくる、それを瞬時に見られる、例えば今からいろいろ出てくる将来の災害とか何かに、瞬時に利用できるような体制をつくるというようなことで、資産ではないというふうな形で計上させていただいたというのが実情でございます。

○藤原委員

私、先ほどやめようと思ったのです。本当にやめようと思ったのです。ですけれども、次長が変な答弁をするから、私は試験研究費とか開発費の取り扱いもこうなのだと、32ページに書いてあるのだと読み上げました。あなたはそれを否定したわけですか。否定したのですよ。否定する根拠は何だと言ったら、いや、天明先生の見解だと言うのです。政府の基準よりも、公認会計士の方を優先させるわけですか。耐用年数に、天明先生が言っているのは関係ないことなのです。もう崩れたのです、もう。これ以外で、あなた方はこれでやっているのでしょうか。ですから、もしここを否定するような箇所があったら言ってください。なかったら謝ってください。

○小嶋委員長

藤原委員、今、管理者の方に答弁を求めますから。

○菊地市長

大分いろいろな時間を費やさせて、本当に申しわけないというふうに思います。

それで、この件に関しまして、まだまだ探究していないところがあるかというふうに思いますので、できれば次の段階で、その精査したものをお示ししたいというふうに思います。

ですから、私、水道事業管理者、しっかりした方に、これから4月以降においでいただいて、そのもとに、こういうことのないように頑張ってもらいたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○藤原委員

今の件はそれでいいです。

ちょっとあと2点だけ聞かせてほしいのですけれども、これも天明先生が書いているのですけれども、この中に修繕費と改良費の区別、「取得価格の3割以上については、改良費にした方がいいというような事例がこの中にある」、あくまでも事例です。

私は、取得価格の30%以上の修理であっても、修繕であっても、取得価格の30%以上もかかるような大修理をやらなければいけない場合には、改良とみなすというような例がここにあると。例が。それは一例だから、そうしなさいというのではないのです。

ただ、私は、これには財務上の根拠があると思っているわけです。そういう金額面での基準をつくらないと、ある年度にはもう収益がぐたっと下がって、ある年度にまたぐっと収益が上がったり、もう一体この採算ベースというのは幾ら、どうなっているのだろうかというのが、結局わけがわからなくなってしまうのです。

例えば、平成19年度の現段階の純益は7,000万円ぐらいたとこの間やっていたでしょう。20年度は今度1億3,000万円ぐらい出ているわけです、当初で。高料金対策補助金に来てしまうと、もう2億円ぐらにまたなるわけです。わずか1年の違いなのに、7,000万円から2億円近くなったりするわけです。こういうことをやっていたのでは。

ですから、私は、この事例の中で、「修繕費であっても、取得価格の30%以上の修繕については、改良費とみなしてよいのである」というのは、私はそういった財務会計上の費用をきちんと見計らうと、傾向をきちんと見るという上では、一定の財政的な根拠があると思っているのです。

ですから、これも、今度のものは、天明先生の見解を盾にして、これも、まあ皆さん方は正しいと言い張っているわけですが、私はそういう財務運営上の見地からも、ちょっと検討してほしいと思っているのですけれどもいかがですか。もう検討の余地はありますか。市川の配水池の件です。これも市長に答えてほしいのですけれども。

○菊地市長

それも含めて、精査させますので。

○藤原委員

それから、もう1点、コンピューターの件です。私は、水道部がいつ独自のコンピューターを入れたのか知りませんでした。知らなかったのです。本当に知らなかった。

それで、この間の補正のときに、一般会計の方で、水道が独自のコンピューターシステムを導入したので、水道が一般会計に払う、負担していた120万円がなくなりました。恐らく、今まで水道部は、本庁のコンピューターを借りて仕事をして、120万円で経費が済んでいたのだと思います。

それが、今度、資料3の56ページのところで、2,647万9,000円から3,600万円になった。これを5で割らなければいけないので、マッピングシステムは除いたとしても500万円、恐らくそのコンピューターの借上料が120万円から500万円になったわけですね。

これは地方自治法にも書いてあるし、前の前の市長もよく言っていたのですが、最少の経費で最大の効果を生むのだということになると、私は、本当に水道部独自で入れる必要もあったのかどうかというのは、ちょっと疑問に思っているのですけれども、どういう不都合があったのかということについて、説明をお願いします。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

その市役所の方の120万円の減額という理由は、今まで、市の方の電算に水道料金の調定からすべてその市役所のホストコンピューターを利用して行っていたわけでございます。皆様も御承知のとおり、10月からコンビニエンスストアから納められる方式を採用することになった関係で、市役所のコンピューターではそれが対応できないということで、新たに新料金システムをつくって、お客様の利便性を向上させたと。

ただし、今まで市役所に630万円というふうな形で年間契約を結んでおりました。それが途中でその機械を使用しなくなったことによって、その部分の計算によって120万円を減額したというような内容でございます。

ただ、おかげさまで、コンビニエンスストアから振り込めるようになったということで、すばらしくお客様から、「納めやすい」というような言葉はいただいております。

○竹谷委員

これ以上屋上屋は重ねたくないのですが、管理者である市長から、今後検討して、それなりの説明をしていくということですから、くどくどは申し上げません。

ただ、やはり予算計上のときに、今みたいな説明をきちんとしていない。これがこういう問題を発生させている要因だと私は見ました。ですから、もうちょっと丁寧に、わかりやすいように、やはりこれから説明をしていく、説明責任というものをきちんと自覚してほしい。これをひとつ今後やっていただきたいと思いますが、事務方の方はいかがですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

仰せのとおりでございます。そのような形で進めたいと思っております。

○竹谷委員

それから、もう一つ、これは細かいので余り言いたくないのですが、パソコン5台リースすると言いましたね。一般会計では、もうリースは古いから、買い取りの方がいいということで、購入方式に切りかえている。こういうバランスのとれないようなやり方はすべきではないと思う。結果的には、一般会計も財政が厳しいから、財政を堅持するためにど

うするかと。これはリースより買い取った方が安いという判断。そうすると、こちらは経営だ、もうけているからいいのじゃないではない、やはりそういう経費を最小限にとどめて、最大限の効果を生み出す企業経営をしていかなければいけない。

であれば、連携をとってやるべきものではないのかというふうに感じるのですけれども、いかがなものでしょうか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

では、その件について、櫻井参事の方から回答申し上げます。

○櫻井管理課参事

今、竹谷委員がおっしゃったとおりの内容だと、私どもも思っております。

それで、私どもにつきましても、例えば個人的に机上で使っているようなパソコン、これらについてはすべて買い取りでやってございます。ただ、今回のマッピングシステムに係るパソコンといいますのは、規模も、容量というのですか、そういったものも大きいものでございますので、そういったものについてはリースというような形で、そういったことも検討しながらやらせていただきました。

○竹谷委員

だから説明責任なのです。こういうところは、そういう通り一遍で、パソコン5台です。ですから言うのです。一般会計ならそういうふうにかかる的に考えてやる。であれば、企業会計の方も一般会計と同じような仕組みにしているけれども、このものは、こういうようなボリュームなので、リースの方がより効果的だと、財政的に効果的なので、リースを採用するのだという説明をきちんとしなければ。質問されて初めてそういうことを言ったのでは、私はだめだと思う。そういう意味で、そういう点も含めて、もうちょっと懇切丁寧に説明をするようにしてほしいと思います。いかがですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

わかりました。仰せのとおり実行させていただきたいと思っております。

○小嶋委員長

ほかにありませんね。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第25号を挙手により採決いたします。



本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○小嶋委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○小嶋委員長

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第 20 号から議案第 25 号までの平成 19 年度多賀城市各会計補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもちまして補正予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 3 時 21 分 閉会

---

補正予算特別委員会

委員長 小嶋 廣司